

平成16年4月15日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第2回畜産企画部会速記録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 委員の出欠状況確認	1
1 . 畜産企画部会の検討スケジュール	1
1 . 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規（案）	1
1 . 資 料 説 明	4
1 . 意 見 交 換	2 3
1 . 閉 会	4 4

開 会

伊地知畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第2回畜産企画部会を開催させていただきます。

なお、前回同様、当部会の名称は大変長いので、私どもの方では「畜産企画部会」と省略して呼ばさせていただきたいと思います。

私、畜産企画課長の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。それぞれ資料の番号が付されております。資料1「議事次第」でございます。資料2「委員名簿」でございます。資料3「自給飼料をめぐる情勢」、資料4「流通飼料をめぐる情勢」、資料5「畜産環境をめぐる情勢」、資料6「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」、資料7「畜産企画部会の検討スケジュール(予定)」、資料8「食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規(案)」。

それから、参考資料1-1「畜産をめぐる動向」。参考資料1-1につきましては一部正誤表という形で1枚紙をお配りさせていただいております。20ページの表を変更させていただきたいと思います。

それから、参考資料1-2「畜産をめぐる動向」(その2)、参考資料2「食料・農業・農村政策審議会企画部会における検討状況」、参考資料3「大家畜経営の現状」。

以上でございます。もし足りない資料等ございましたら、事務局に言っていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、生源寺部会長、よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 本日は、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入って参りたいと思います。報道の方は、この段階で傍聴室にお移りいただければありがたいと思います。

委員の出欠状況確認

生源寺部会長 議事に入ります前に、本日の委員の出欠状況につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 本日の出欠状況でございますが、遠藤委員、大野委員、神田委員、近藤委員、千葉委員、土井委員、永野委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

畜産企画部会の検討スケジュール

食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規(案)

生源寺部会長 事務局から、用意されております資料について御説明をいただき、その後、委員の皆様から御自由に意見を述べていただく形で進めさせていただきたいと思いま

す。よろしくお願いいたします。

なお、本日の閉会の時刻でございますが、16時、4時を目途としておりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思ひます。

初めに、畜産企画部会の運営につきまして御意見をいただきたいと思ひます。資料7の「畜産企画部会の検討スケジュール」、資料8の「食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規(案)」について事務局から御説明をいただき、その上で委員の皆様御意見を伺うと思ひますか、御意向を伺いたいと思ひます。

初めに、畜産企画部会の検討スケジュールについては、前回、お諮りしたところでございますが、当部会における議論を深めていくためには当部会の開催をもう少し重ねる必要があるかと思ひますので、改めて畜産総合推進室長に説明をお願いしたいと思ひます。

水田畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の水田でございます。

お手元の資料7の「畜産企画部会の検討スケジュール」に従ひまして御説明を申し上げます。

畜産企画部会の検討スケジュールにつきましては、前回、お諮り申し上げたところでございますけれども、牛乳・牛肉の流通・消費、それから畜産物の安全性の議論を5月、6月に1回でまとめてやることになっておた思ひますが、これは時間的に難しいという面があると思はれることと、第1回の畜産企画部会の中で、生産から流通・消費まで一貫した議論を行う必要があるとの御指摘も委員の皆様方からあつたということ踏まえまして、もう少し開催を重ね議論を深める必要があるのではないかという御示唆を部会長からいただいたところでございます。

これを受けまして、5月ごろに牛乳乳製品、6月ごろに牛肉につきまして、それぞれ生産から流通・消費に至るまでの一貫した議論をいただきまして、7月には畜産物の安全性に関する御議論をいただき、そして、8月に、これまでの議論の整理を行うという形で、それ以降のスケジュールを改めたいと思ひております。

検討スケジュールにつきましては以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、畜産企画部会運営内規の案について、畜産総合推進室長に御説明をお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 それでは、お手元の資料8の「食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会運営内規(案)」に従ひて御説明申し上げます。

前回の当部会におきまして、家畜改良増殖目標を策定するための検討を行うため、当部会のもとに家畜改良増殖小委員会を設置することにつきまして御了承いただいたところでございます。この運営内規につきましては、この小委員会の運営を円滑に行うために、食料・農業・農村政策審議会令及び食料・農業・農村政策審議会議事規則を補足するものとして規定するものでございます。

この小委員会の運営を定めました運営内規案を御提案させていただきます。読み上げさせていただきます。

第一条 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会の運営は、食料・農業・農村政策審議会令及び食料・農業・農村政策審議会議事規則に規定するもののほ

か、この内規によって行う。

2 部会の運営に関しこの内規に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第十条の規定により、部会に家畜改良増殖小委員会を置く。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会における審議の経過を部会の会議に報告する。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から畜産企画部会の検討スケジュール、また畜産企画部会の運営内規の案が示された訳でございます。特に検討のスケジュールにつきましては、委員の皆さん、それぞれお忙しい中を恐縮でございますけれども、少し回数を増やす方向で改めて御提案を申し上げるということでございます。

以上の2点につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

中村委員 検討スケジュールの中の検討課題なんです、経営政策、経営所得安定対策について、食料・農業・農村政策審議会の企画部会では品目横断的な経営政策を水田農業と大規模畑作でやると。その他の品目については、専門が多いので個別に検討という整理がされていると聞いている訳です。

畜産の場合、経営所得安定対策、経営政策について、検討を当然やられると思うんですが、ここで言うと、どこでやることになるのか、お聞きしたいと思います。

生源寺部会長 今の点でございますけれども、政策審議会の企画部会に対して、今の段階で事務局から提案されているのは委員の御指摘のとおりでございますが、この点について何か事務局の方でお考えございますか。

水田畜産総合推進室長 参考資料2の方で御説明させていただきたいと考えておったところでございますけれども、本審議会の企画部会の方で、品目横断を含めて、主要3課題について、まさに議論がされているところでございますが、品目横断の議論の中で、畑作とか水田作については品目横断的政策の導入を検討する訳でございますが、それ以外の品目については、それぞれの品目ごとの課題を踏まえて別途検討すると、今の政策についての検証、見直し等を検討するというところになっておるところでございます。

先程申し上げました検討スケジュールの中におきまして、第3回、第4回、すなわち5月、6月でございますけれども、牛乳乳製品の生産・流通・消費、あるいは牛肉の生産・流通・消費をめぐる全体の議論をしていただく中で、現在の価格政策、品目別対策につきまして御説明をさせていただきたいと考えておりますので、そこで御議論いただければと思いますし、その後も必要に応じて御議論いただければと考えているところでございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

なお、このスケジュールで申しますと、第6回、8月ごろとありますけれども、本審企画部会の中間論点整理の報告ということがございます。恐らく、ここでも委員の御指摘の

分野の政策についての議論を行う機会があるのではないかと考えております。7月中を目途に中間論点整理を行うということが本審企画部会での現在の方向でございますので、幾つかの機会があるというふうに御理解いただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

中村委員 はい。

生源寺部会長 その他に御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま事務局から読み上げていただきました畜産企画部会の検討スケジュール、また畜産企画部会の運営内規につきましては、事務局から御説明があった形で決定させていただきたいと思っております。

それでは、具体的な中身に入って参りたいと思っております。

資料説明

生源寺部会長 最初に、自給飼料をめぐる情勢について、草地整備推進室長から御説明をお願いいたします。

原田草地整備推進室長 草地整備推進室長の原田でございます。よろしく申し上げます。

資料3が自給飼料をめぐる情勢でございますので、これに基づきまして御説明させていただきます。なお、今回は、特に委員の先生方の議論をいろいろしていただきたいということで、論点を明確にするために、役所の資料としてはちょっと乱暴な表現も含めて書いてございますが、その点は御容赦ください。

まず、1ページ目でございます。飼料自給率と畜産物の自給率の関係を示してございます。左側に畜産物全体の自給率の状況、四角で囲んでいますが、青の部分が国内生産による部分でございます。畜産物全体で66%の自給率になってございますが、輸入飼料による部分が相当ございますので、これを加味しますと、カロリーベースの自給率、黄色い部分でございますけれども、16%だということ。これが一番大きな問題の一つになっている訳でございます。

品目別に見ますと、濃厚飼料しか食べられない豚肉、鶏肉、鶏卵はともかくとしまして、本来、自給飼料、粗飼料の利用が可能な酪農、肉用牛の部分、牛乳乳製品の場合ですと、69%の自給率があるんですが、自給飼料による部分は43%、緑の部分でございます。牛肉になりますと、これが39%に対して27%ということで、カロリーベースで見ますと、右の黄色い部分ですが、牛乳乳製品で30%、牛肉に至っては11%の自給率になっているということが、これから自給飼料を語る段階で大変大きな問題になると思っております。自給飼料、飼料自給率向上を伴わない畜産物の増産は食料自給率を低下させる懸念があると思っております。

2ページ目に、外国の様子はどうかということで、特に日本とよく比べられますEUの状況を示してございます。資料が余りございませんので推計をしていますが、ヨーロッパの飼料自給率、左の絵が自給率全体でございます。大きく分けると二つのグループ、オランダと日本が、どちらかということ、低い自給率のグループ、その他の国はフランスからドイツ、イタリア、イギリスまで、比較的高いグループになってございます。

濃厚飼料だけを見たものが右の図でございます。これは、どちらかという、3グループに分かれます。一番下がオランダ、日本のグループですね。濃厚飼料自給率も低い、飼料全体の自給率も低いというグループでございます。一番上がフランスですが、フランスは濃厚飼料自給率も非常に高い。飼料自給率も高い。その間にドイツ、イタリア、イギリスがございますけれども、濃厚飼料自給率はもともと余り高くなかった。ただ、これが右肩上がりになってきている。あわせて、濃厚飼料自給率が上がってきているというグループでございます。

先日、我が方の職員をオランダに派遣したところ、オランダの政府関係者と、この自給率の問題を議論したんですが、その中でオランダの担当者は、自分たちは海外から飼料を輸入しても、その付加価値を高めて輸出あるいは国内消費をしているので、このこと自体は余り問題意識を持っていないということがありました。そういったことも御披露させていただきます。

次のページに自給率の中身を具体的に示してございます。3ページ目でございます。左の大きな四角がマクロベースで見た飼料の自給の状況でございます。飼料需要量 2553 万トンでございますが、濃厚飼料がそのうち約 2000 万トン、残りの 554 万トンが粗飼料ですので、純国内産飼料自給率は 24%ということになります。

粗飼料だけを見たときには、緑の部分でございますけれども、輸入粗飼料と国産粗飼料の組み合わせでございます。粗飼料全体は 554 万トン消費していますが、輸入が 127 万トンあるということで、純国内産の粗飼料の自給率は 77%になってございます。

これを各経営別に見たときに、特に粗飼料を使う大家畜を見たときに右の図でございます。酪農（北海道）（都府県）、肉用牛（繁殖）、肉用牛（肥育）と分かれてございます。北海道を例に取りますと、粗飼料給与率と粗飼料自給率と分けてございます。粗飼料給与率は海外からの輸入粗飼料、あるいは地域で、自分の経営以外が作った飼料を持ってきたときにもここに該当します。自分の経営の中で作った場合が自給率でございます。北海道の場合は、それにしてもほぼイコールに近い状況でございます。酪農（都府県）になりますと、粗飼料は 42%給与しているんですが、経営内自給率は 17%ある。この差が輸入の粗飼料がほとんどで、あと稲わらですとか、地域から持ってくる粗飼料があると思いますが、そういった状況でございます。

肉用牛（繁殖）においても、67%の給与率のうち 6割、59%が自給だということで、大家畜、酪農、肉用牛（繁殖）は、粗飼料給与はそれなりにしているんですが、自給ということになりますと、特に都府県はきつくなるということでございます。

肥育になりますと、粗飼料給与率、自給率ともガクンと落ちますし、特にほとんど自給できてないという状況でございます。

この推移を見たものが4ページ目でございます。先程のマクロベースで見た飼料自給率の推移がこれでございます。9年というのは今回の基本計画、あるいは酪肉計画を作っている基準年になります。14年が、今データがそろっている直近ということで、9年と14年を比べております。22年の目標値を右に参考として掲げております。

総需要量というところが上の方の四角に囲んでございますが、これが9年と14年でマイナス 3.6%、飼料の需要量全体は、この5年間で 3.6%減っております。ただ、ちょっと下にあります国産の粗飼料の供給量も 5.4%減っているということで、需要も減っているん

ですが、粗飼料生産自体が、自給飼料生産自体が減っておりますので、一番下の四角の部分、純国内産飼料自給率は25%が1%減りまして24に、この5年間でも1ポイントと下がっているということでございます。

一番下の括弧に、自給飼料を作ったときに、どれだけ飼料自給率がアップするのかという貢献ポイントを、大雑把な試算でございまして、書いてございます。牧草、トウモロコシとありますが、新たに牧草を1000ヘクタール作ったとき、粗飼料自給率は0.105%上がります。飼料自給率全体は0.023%上がります。こういうことになります。

右の吹き出しにありますように、現在の25%の自給率を目標の35に上げるためには10ポイントの自給率を上げる必要があります。このためには、大体の計算をしますと、青刈りトウモロコシでも25万ヘクタール、稲ホイルクロップサイレージですと50万ヘクタール拡大しないと、この10ポイントという数字が上がらないということで、現実的には大変厳しい数字だということでございます。

経営ごとの推移を見たのが次のページ、5ページでございます。同じく酪農（北海道）（都府県）肉用牛（繁殖）（肥育）と並べてございまして、上のピンクの部分は各経営の濃厚飼料でございます。白い部分と緑の部分が粗飼料全体、緑の部分がそのうちの自給飼料部分でございます。

北海道は、先程も言いましたように、自給飼料と粗飼料は余り変わらない、むしろここ5年間で自給飼料の給与率は上がっているということがわかりますが、酪農（都府県）になりますと、粗飼料給与率自体は41.4から42.4と上がっているんですけども、自給飼料は下がっている。同じことが肉用牛（繁殖）でも言えます。肉用牛（繁殖）の場合は、自給飼料が上がっていますけども、いずれにしろ、このすき間がそれなりに都府県の場合はあるということで、22年目標というのはかなり高い水準、北海道の酪農では70%を示してございまして、こういった目で見ても現状値はかなり厳しい状況にあるということでございます。

自給率が下がっている要因を整理したのが次の6ページ目でございます。ここでの整理は、どちらかというと、経営者マインドと申しますか、データの分析というよりは少し情緒的な分析かもしれません。

まず、酪農で見ますと、右上のグラフが乳価に対する配合飼料の価格の割合を示したものでございます。乳価が80円で配合飼料価格が同じ1キロで40円なら、2になるという基準でございます。これを見ますと、乳価が配合飼料に対して、当初はかなり低かったんですけども、ここ20年ぐらいで大分上がってきまして、今では1.5から、もう少し高いときもあるということで、配合飼料の価格に比べて乳価の価格は全体的に右肩上がりできたということが一つです。したがって、配合飼料をやることの優位性といえますか、そういったことはわかるのではないかと。

牛の生理上、粗飼料は必要なんですけれども、後ほど御説明しますが、粗飼料も自給飼料に頼らなくても輸入粗飼料で手当ができるということで、自給飼料が少ないということが制限要因になっていないといえますか、そういったこともございまして。

肉用牛の場合にはもっと大胆でございまして、ごめんさない。

右下のグラフを説明します。乳量1キロ当たりの濃厚飼料給与量は、折れ線が乳量自体、棒グラフが1キロ当たりの濃厚飼料給与量ですが、これは意外に上がってないといえます。

か、最近で見ますと、濃厚飼料給与量は下がっている。乳量全体がふえていますので、1頭当たりの給与量はふえています。飼料効率という意味では、改良の進展とともに、良くなっていると言えると思います。

一転して肉用牛でございます。肉用牛の場合は、とにかく、肥育は枝肉後、どうしても有利差をねらいますと、濃厚飼料を多給してサシを入れていくと、いわゆる霜降り牛肉ですね。経営上は、そういったインセンティブが働きますので、自給飼料を食べるという話にならない。それと、牧草の緑色の多い部分をあげますと、サシの部分の油が黄色くなりがちだということで、肥育農家の方は嫌がる。稲わらはともかく、牧草は嫌だよということが、肥育に自給飼料がなかなか行かない一番の原因かと思えます。

こうなると、どういう問題が起こるかというのが7ページ目でございます。これも非常にざっくりとした言い方でございますけれども、一番上に書いてありますが、食肉なり鶏卵は濃厚飼料しか使えないということで、ある意味、いたし方ない部分があるんですけれども、2番目にありますが、飼料自給率が比較的高い酪農あるいは肉用牛繁殖でも最近、輸入粗飼料に依存する傾向があるということで、生産拡大するときに自給飼料の給与量が伴わない部分ですね、飼料の自給率あるいは食料自給率の低下に結びつくのではないかとということで、ちょっとわかりにくいんですが、左の絵でございます。

上の矢印が生産量を0からプラスに上げるものです。右の矢印が飼料自給率を0からプラスに上げていく。今現在、ちょうど真ん中に、直線がまじわる点にいる経営者が自分の経営を選ぶときに、上の方だけ選んでしまいますと、飼料自給率の向上が止まらなくて、全体の自給率が下がる、あるいは農家の自給率は下がる。自給率を低下させないで、何とか生産もふやせる部分が上の三角形の緑の部分でございます。

これは大胆な言い方なんです、右下の部分ですね、生産量を下げても、自給飼料率がふえれば全体の食料自給率なり飼料自給率が上がるんだよという考え方もございます。経営者にとって、どういう選択をしていくのがいいのか、こういったこともこれから議論していただければと思います。

それと大きな問題、右の絵ですけども、給与飼料とふん尿排出とあります。これも言い方が乱暴ですが、大胆に言ってしまうと、乳牛は生乳とふん尿を生産するということになります。濃厚飼料と自給飼料を食べまして、これに水を飲みますけれども、こういったものが生乳になるんですが、それが年7.5トンという生乳になるんですけども、同じくふん尿が年1頭当たり18トン出てくる。これを乳牛の飼料作物作付面積、全頭で割りますと、1頭当たり30アールの面積がございます。ここに全部、極端に言うと、まくということになれば、窒素収支も過多になるということで、環境問題、後ほど議論していただきますが、それを考えてもある程度改善していかなければいかんだろうということでございます。

次のページから、飼料作物作付の現状値を簡単に御説明いたします。まず作付面積、14年でございます。左側の四角でございます。全国で93万5000ヘクタール作ってございまして、畑が80万7000ヘクタール、田圃が12万8000ヘクタールです。北海道、都府県、分けてございますが、北海道はほとんど畑でございます。都府県の場合は、青色の田んぼの部分が大変多いということで、33%は都府県は飼料作物を田圃で植えているということでございます。

それを地域別に見ましたのが次の9ページでございます。これは基準年と現状と目標等

を並べてございます。総面積はちょっと減っております。3.2%の減でございます。地域別に大体の面積を示してございます。すべてがマイナスになってございますが、北海道と九州は、この5年間のマイナスは比較的小さい。

一番下にあります自給飼料で食べます酪農と繁殖の農家の戸数が、この5年間で25%減っているということで、全体で飼料作物面積が増えませんが、4分の1の農家の方が離農していると、家畜の飼養をやめているということが大きな原因かと思えます。特に、東北、九州は田圃の面積がある程度あったり、牛の頭数もそんなに減ってないので減少率は僅かなんですが、関東あるいは中四国といった地域では大幅な減少をしているということでございます。地域の差がだんだん広がっているということでございます。

次に、全体の収量で見た単収、面積掛ける単収でございますので、単収がどうなっているかというのが次のページでございます。10ページでございます。

ちょっとわかりにくいので、大変恐縮なんですけど、飼料作物単収、上の四角にございますけれども、二つに大きく分けて、牧草と、その他にはトウモロコシのような飼料作物でございますが、牧草自体の単収が低下傾向で推移しているということで、グラフの中で赤いのが牧草でございます。ソルガム、トウモロコシは牧草に比べて高いんですが、これも下がったり上がったり、最近はちょっと下がっているということです。全体の面積はソルガム、トウモロコシは落ちているものですから、加重平均した全体の単収は余計に減っているということが一つ言えます。

牧草単収の低下の原因は、2番目にありますけれども、草地の更新がおくれているということ。トウモロコシの場合は、作付面積自体が減っていると。機械化体系が上がってこないということになってきました。

最近では、右に矢印を引っ張っていますが、トウモロコシ用のベラーが開発されたり、草地更新の事業も最近、力を入れていきますので、何とかこれをプラスに転じたいんですけれども、それにしても、大変大幅な単収を増加しないといけないということで、14年は4.01トンですが、22年にはこれを4.46トンに上げる必要があります。

0.46トン、単収を上げる必要があるんですけども、そのために、例えばトウモロコシですと、仮にトウモロコシの作付を拡大するだけで0.45トンの増加をしようと思えば、大雑把な計算をすると、トウモロコシだけでも47万ヘクタールを新たにしないと、全体の加重平均で単収が上がらない。草地更新の場合も、草地更新で3割くらい増収を見込んで草地更新をしようとしたときでも、30万ヘクタールという大きな面積を更新しないとけない。単収というのも最近、なかなか伸びないで、ハードルが高いということが言えようかと思えます。

次の11ページが、単収を加味して、飼料作物生産コストがどうなっているかということをお簡単に示してございます。右のグラフは輸入乾草が緑、北海道の自給飼料のコストが赤、都府県の自給飼料のコストが青です。これを比べたものでございます。

輸入乾草は単純に比べてしまえば高いんですが、その差はだんだん縮まってきているということがあります。飼料作物のコストの中身を見ますと、下の四角の中でございますけれども、北海道はキロ46円、都府県60円なんですけど、北海道の場合、かなり機械化が進んでいますので、労働費、固定財費は大分落ちています。ただ、その分、肥料費、その他資材がかかっているということ。都府県の場合、むしろ機械化が十分進んでない、いまだ

に青草刈りもあるものですから、労働費が大変高いということで、この辺は、まだ低下の余地があるのかなと思ってございます。

このコストは、どちらかというと、生産費調査で見えていますので、今現在作っている方々のコストです。ですから、面積を拡大しようと思って機械を装備したり、土地を購入すれば、このコストでは収まらないということで、このコスト高で作るとなると、増産も難しい部分があるということでございます。

輸入粗飼料をもう少し詳しく見たのが次の12ページでございます。右上のグラフが輸入粗飼料の種類別の輸入量でございます。平成7年から見ているんですが、一番上の薄いグレーは稲わらでございます。稲わらは余り変わってなかったんですが、乾草の部分、チモシー、アルファルファとありますが、乾草が毎年ふえていまして、総体的に250万トンを超える水準まで来ております。15年は中国の稲わらは(輸入が)止まりましたが、その分、グラス・ストローがふえまして、結局、輸入総量全体は増えているということです。種類別の価格は、下のグラフにございますので、後程御覧ください。

次の13ページが、こういった状況にある輸入粗飼料をどうやったら自給飼料に置きかわるんだということで整理したものでございます。今まで御説明しましたように、良質な粗飼料のニーズは高いと思っております。酪農家の方、繁殖農家の方も、いい草は欲しいということは間違っていない。牛の体のためにもそれがいいんだという認識があります。従って、先程お話したとおり、農家の粗飼料給与率は増加してございます。

その場合、購入粗飼料は便利だということで、購入粗飼料が増える。下に理由がありません。牛が増えても農地は増えないですとか、貯蔵庫が要らないですとか、価格も安定しているよねとか、そういう中で、売る方の農協や飼料会社にとっても、購入粗飼料は売りやすいということもございまして、この両者の要求はマッチしていますので、増えている。黄色い四角の中に、200何十万トンの粗飼料を面積換算しますと、23万ヘクタールの農地を海外に持っていると同じことになります。

ただ、これを何とか変えていくためには、下にポイントが三つあります。一つはいい粗飼料を作るという意味では、機械化もあるんですが、コントラクターや機械化によりまして、短時間で集中的な作業をしていいものを作る。あるいは、次のポイントですけれども、農家の利便性、経済性に配慮して、いいものを持っていくということ。それと、コントラクター等が農地管理をしながら地域全体で物を作っていくという体制を持っていくということが一つのアイデアとしてあるのかなと思っております。

次のページから、ちょっと毛色が変わりますが、簡単に。そのために、役所としてどんな努力をしてきたかということで、役所の努力は一応予算ということで整理してございます。14ページ目が、一般会計ということで、一般会計の場合、公共と非公共でございます。公共の場合は、いわゆる牧草地の造成整備をやっている事業です。非公共というのは、共同利用機械の導入ですね。こういったハードのものでございます。

パッと見てわかりますように、9年度、基準年から見ても、予算がどんどん減っているということで、努力不足かもしれませんが、とにかく財政事情が厳しいものですから、こういう予算状況でできているということが一つでございます。

次の15ページ目が、一般会計とは別に、従来、畜産では指定助成事業ということで農畜産業振興事業団、今は機構でございますが、ここでお願いしている事業がございます。こ

れも大きく分けて二つありまして、真ん中の紫の部分で急にふえている部分がございます。これは緊急増産対策ということで、口蹄疫の発生後に、稲わらと稲のホールクroppサイレイジにつきましては特別な対策を打ってやったものでございまして、予算がグリーンと増えました。このことありまして、ホールクroppサイレイジも増えていますし、稲わらも増えましたが、その他の予算、これはコントラクターの予算と、草地生産性向上というのは草地更新の予算でございますが、こちらがちょっとあおりを食ってしまったということでございます。

次のページが、簡単に説明しますけれども、草地の造成整備状況ということですが、以前は青色の造成が多かったんですが、今では紫色の整備、要するに、コストを余りかけないで、既にある草地を整備し直すということが主流になっております。

次の17ページ目が、そういった事業で創ってきました公共牧場の状況でございます。公共牧場というのは、日本固有といいますが、独特なもので、上に書いてありますが、地方公共団体や農協が造りまして、農家の牛を預託する事業、牧場でございます。農家個々の飼料基盤が弱いものですから、こういった公共牧場を造ってきているということですが、グラフにありますように、赤色の利用頭数、あるいは牧場数、面積とも、近年は減少しております。

しかし、3番目に書いてございますけれども、北海道では約半数が利用していますし、都府県でも3割が利用しているということで、まだまだ大きな位置付けでございますし、下の括弧にありますように、最近ではふれあい牧場という形で、都市住民に畜産の正しい知識あるいは憩いの場ということで、そういった新しい役割も増やしております。

こういった中で私ども、これから大きく放牧の問題あるいは稲ホールクroppサイレイジの問題、それとコントラクターの問題を16年度も事業拡充しまして引っ張っていこうと思っているんですが、具体的に18ページ目が酪農における放牧の取り組みの状況でございます。酪農の放牧というのは、大きく分けると集約型の放牧、余り乳量を下げないで放牧と両立を目指す形、それと、完全にゆとり型といいますが、粗放的な形でやる場合、2種類ございます。どちらのタイプもあるんですけれども、酪農家の場合は生産量拡大志向が強いこともありますし、乳価の問題もございまして、簡単に転換できないということで、若手を中心に、あるいは新規就農者を中心に、いわゆる酪農における放牧が増えてきているということで幾つか事例が掲げてございます。

右の四角の中で、現状、酪農家、自分の牧場では放牧がし難いというのが書いてありますが、これから黄色い矢印ですね、搾乳牛舎の周りで放牧をして、遠い草地を採草地にするような形で、既にやっている方々いらっしゃると思いますが、もう少し取り組みが増えてもいいのではないかと考えております。

肉用牛の場合が19ページでございます。肉用牛の場合、酪農と違っていて、どちらかという、耕作放棄地の解消ですとか、地域全体で牛を増やしたいということで取り組んでいる例が多いです。マップになっておりますけれども、下に水田・棚田放牧マップとあります。11年に10県、棚田放牧をしていましたけれども、今では倍の19県、2割ぐらいの放牧になっております。見てわかりますように、赤いところですね、中四国、九州、東北が熱心に取り組んでいるということでございます。

今後こういったところを拡大したいと思っているんですが、右にありますように、も

ともと今までの放牧は夏山冬里といいまして、稲作の農閑期に、冬に里で飼い、農繁期は山に牛を追い上げという形でやっていたものですから、個々の農家でなかなか牛が増えなかったということがございます。これからは、牛の生産サイクルにあわせてやる形で放牧をすることができるのではないかとということで、これも各地で取り組みが進んでおります。

もう一つが水田の活用ということで、20ページでございます。特にここ数年、水田の活用の中で稲ホークロップサイレージが大変増えてきております。稲作農家にとっては、田圃のまま作れる、あるいは同じ機械が使えるということで取り組みやすい。畜産農家にとっても、割と嗜好性の高い餌ということで、今では5000ヘクタール位になっております。これもマップで示していますが、赤いところが熱心に取り組んでいるところで、九州、宮崎、熊本、あるいは最近ではお米地帯であった新潟とか秋田にも増えてございます。

今後これを期待したいんですが、耕畜連携が要になるということが一つと、4番目にありますけれども、それなりのメリット対策をしていかないと、自力ではまだいけないということで、補助金に頼っている部分がございますが、現時点ではいたし方ない状況でございます。

最後になりますが、コントラクターでございます。稲のホークロップサイレージもそうなんですが、これから面積を拡大するときには、農家が個々に取り組むのは大変無理がある。今までの議論の中でも、今委員ですとか、いろんな方から御指摘受けましたけれども、コントラクターが一番重要になるのではないかとということで、コントラクター。現在、真ん中にコントラクターの概要が小さい四角で囲んでございます。267組織、7万7000ヘクタールの受託面積でございます。形態別には、営農集団が7割近いんですが、有限会社もふえて、17%あります。

上の四角の部分でございますけれども、コントラクターがどうやって発展してきているかと言いますと、最初は営農集団でみんなが機械を一緒に持って、みんなの土地でやったというのが出発ですが、そのうち機械に余裕があったりすると、外部受託を受けてくる。緑のところからがコントラクターの始まりです。自分の畑もやるんだけど、よその畑もやるということから始まってきています。営農集団という方は、この部分が非常に多いです。これが発展しますと、次の専業になりまして、オペレーターも人を雇う、あるいは組織として機械をしっかりと所有する、外部受託中心になってくるということになります。ここまで来ると、かなり効率のいいコントラクターになります。

これから先、さらに次の水色の部分ですけれども、今度は受託をするのではなくて、できた餌を売っていくというのも最近、出てきております。さらに、それが行きますと、サイロに詰めるのではなくて、TMRとして、他のいろんな飼料を混ぜて農家に宅配をするというところまで進む集団がございます。今日の高橋委員のところ、まさにそういう集団でございます。そういった形まで行くと、農家も個々で農地を管理しないで、全部コントラクターに任せてしまうと、TMRとして餌を供給してもらう。これが乳量の向上なんかにはね返って、農家にもメリットがあるということで、大変いい芽が出てきてございます。

時間がないので、このくらいではしよりますけれども、こういった中でコントラクターは、これからの可能性として、私も進めていきたいと思っております、委員の方々の御議論を願えればと思います。

ちょっと長くなって大変恐縮でした。以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

御質問、御意見等もあるかと思えますけれども、まず資料の御説明をいただいて、その後、議論という形にいたしたいと思えます。それぞれの御担当から資料の説明をしていただいた後で、若干休憩を取るつもりであります。

続きまして、流通飼料をめぐる情勢について、需給対策室長からお願いいたします。

徳田需給対策室長 需給対策室長の徳田です。

資料4に従いまして、流通飼料、経営外から購入する飼料のめぐる情勢について御説明したいと思えます。説明に当たりましては、飼料自給率の関係と最近の価格及び需給の関係を中心に説明させていただきます。

1ページ目をあけてください。1ページ目の右側の表でございます。原田室長と繰り返しになる部分もありますが、飼料の需給の推移ということで、諸率のところですが、純国内産飼料自給率につきましては、14年度、24.2%ということで、4分の1ぐらいの自給率。純国内産粗飼料自給率につきましては77.1%ということで、下がってきているものも4分の3を自給しております。それと違いまして、純国内産濃厚飼料自給率については9.5%ということで、約1割になっています。

注1を見ていただきたいんですが、濃厚飼料のうち純国内産原料等は国内産に由来する濃厚飼料、動物性油脂、米ぬか、ビートパルプ等ございまして、輸入食料原料から発生した副産物、例えば輸入大豆から搾油した後発生する大豆かすについては除いております。

左側のを見ていただきたいんですが、この純国内産濃厚飼料の割合を畜種別に見ますと、配合飼料工場出荷ベースでは鳥関係が高率となっております。これは主にBSEにより牛用飼料について動物性油脂や動物性たんぱくに関し厳しい規制がかけられており、その使用が限定されているところによるものでございます。

なお、肉用牛、豚等におきましては、配合飼料工場を通さずに直接食品産業からの食品残さを利用していることから、上記の数値は、これを超えるものと考えております。

2ページをあけていただきたいと思えます。食品残さの飼料化についてでございます。食品産業における食品廃棄物等につきましては、年間1100万トン程度が発生していると推計しておりますが、年間発生量の45%が再生利用されております。そのうち飼料としては36%が利用されておりますが、大部分が焼却、埋め立て処分になっております。業種別に見ますと、食品製造業において再生利用率が高い割合となっております。

と にありますように、このような食品廃棄物等の飼料化につきましては、飼料化の施設整備に対して支援しているほか、マニュアルを取りまとめて、都道府県その他関係機関に対し普及に努めております。

3ページをあけていただきたいと思えます。BSEにかかる飼料原料に対する規制でございます。肉骨粉等につきましてはBSEの発生時にすべての国からの輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止しまして、その後、科学的見地にに基づき随時見直しを実施しているところでございます。

の動物性油脂につきましては、イですが、牛用飼料に用いる牛由来の油脂については不溶性不純物の含有量が重量換算で0.02%以下のもののみということで、食用グレードのもののみを利用することになっております。

また、魚粉についても、イですが、クロスコンタミ対策として、魚粉の大臣確認制度を導入すると同時に、反芻動物用飼料への利用が禁止されております。

また、でございますが、配合飼料製造工場におきましては、反芻動物用とそれ以外の飼料の製造工程を分離することとしておりまして、平成 17 年 3 月 31 日までに進めることになっております。

4 ページ目に行きます。配・混合飼料の生産動向でございます。右側の表の合計欄を見ていただきたいと思っております。近年、家畜の飼養頭羽数の減少に伴いまして緩やかに減少傾向で推移してきておりますが、最近、下げ止まりが見られるところでございます。

5 ページをあけてください。配合飼料の価格動向でございます。の配合飼料の価格は飼料メーカーが自由な競争のもとで飼料穀物の国際相場、主にシカゴ相場でございますが、海上運賃（フレート）や為替レートの動向を反映して形成されております。最近の配合飼料工場渡価格の推移ですが、右側のグラフにあるように、飼料原料の国際価格の高騰を受けまして、異常補てんが発動しました平成 8 年度の水準に近づきつつあります。

6 ページをあけていただきたいと思っております。飼料穀物等の価格動向でございます。配合飼料割合の高い、約半分を占めるトウモロコシと、次に配合割合の高い大豆かすの原料である大豆についてシカゴ相場を見ますと、最近、いずれも世界の需給がタイトになっていることを反映して、トウモロコシでは 6 年ぶり、大豆では 15 年ぶりの高値となっているところでございます。

7 ページ目をあけていただきたいと思っております。海上運賃（フレート）の関係でございます。これにつきましても、中国の経済発展による鋼材需要の増加等によりまして、大型船等の需給もタイトなことから、16 年 3 月には前年同期の水準に比べ 2 倍強の水準まで大幅に上昇しておりまして、歴史的な相場になっております。

9 ページに移ります。このような飼料穀物の上昇ですが、国際需給の状況を見ますと、右側の表の世界計の欄を見ていただきたいのですが、近年、生産量も増加しておりますが、それを上回る水準で消費量が増加し続けておりまして、在庫の取り崩しで賄っている状況がわかると思っております。一番下の欄の在庫率が急激に落ち込んでおりまして、過去 30 年で最低の水準にまでなっております。

次に、12 ページをあけていただきたいと思っております。このような流通の需給価格に対応して、流通行政における施策でございます。

1 点目としまして、配合飼料価格安定制度を設けております。配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために、通常補てん制度と、通常補てんでは対処し得ない異常な価格高騰に対応するために国の支援による異常補てん制度を設けています。

最近の補てん状況でございますが、のところですが、今説明したような配合飼料価格の上昇を受けまして、通常補てんが平成 12 年第 4 四半期以降、1 期を除きまして、每期発動されている状況にあります。

次に、13 ページでございます。飼料穀物の備蓄制度を設けております。ですが、輸出国の凶作や輸送ルートにおける障害等の不測の事態に対処するため、これまで配合飼料の主原料であるトウモロコシ、コウリヤンの需要量のおおむね 1 カ月分を目標に備蓄を実施してきたところでございます。なお、ですが、近年、配合主原料の需要量が減少傾向で推移していること等を踏まえまして、備蓄水準を見直し、合計で現在 95 万トンで実施して

おります。

14 ページに移っていただきたいと思います。今説明しました備蓄そのものの発動につきましては、制度発足以来一度もありませんが、3) にありますように、飼料穀物の流通事情の悪化等によって短期的な需給が逼迫した場合に対応して貸付制度を平成4年度から実施してきたところでございます。これまで、合計24回、延べ138万トンの貸付を実施してきたところでございます。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、畜産環境をめぐる情勢につきまして、畜産環境対策室長から御説明をお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の大野でございます。お手元の資料5に基づきまして、畜産環境をめぐる情勢について説明させていただきたいと思います。

今年2月、3月と価格等部会がございまして、その中で畜産環境をめぐる情勢について御説明させていただき、また御議論もいただいたので、「おまえの説明は聞きあきた」というおしかりを価格等部会にも属しておられる委員の方々から受けることを心配しておりました。可能な限りポイントを絞って御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目でございます。畜産環境問題の現状ということでございます。右の方に黄緑色の、本当は茶色にしようかと思ったんですが、家畜排せつ物の発生量を書いております。下の方にございますように、15年2月の畜産統計をベースにいたしまして、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーそれぞれの飼養頭数と畜種ごとの発生量から推計いたしまして、約9000万トンの家畜排せつ物が毎年、発生しております。

この9000万トンについての仕向けの内訳ということでございます。平成11年時点の調査で、2番にございます農地・草地へ還元というのが8割を超える7500万トン、それから、浄化処理でございますとかメタン、場合によっては燃焼、炭化といった高度な処理、そういうものを含めて600万トンでございます。約1割に相当する900万トンが野積み、素掘りという形で、不適切な管理がなされているということでございます。

こういった不適切な管理は、悪臭もさることながら、水質汚染といった問題も巻き起こしかねないということで、左下にございますが、平成11年7月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が制定されまして、平成11年11月1日から施行されました。

2 ページ目でございます。右上に家畜排せつ物法の基本的枠組みを掲げさせていただいております。一つは家畜排せつ物の利用の促進ということ。それから、今最も重要な課題となっておりますのが、適正な管理の実現ということございまして、法に基づきまして国の方で管理基準を策定しております。これに基づいて畜産業を営まれる方々は、これを遵守していただく必要がある。その遵守をしていただくのに、必要に応じて助言、指導でございますとか、勧告であるとか、命令であるとか、あるいは罰則であるとか、そういった措置を用意しているということでございます。

この管理基準につきましては、左の(2)に書いてありますが、適用猶予期間が設けられております。平成11年11月1日から5年間の適用猶予期間ということで、本年11月1日から、この管理基準の適用が開始されるということでございます。

右の方に図解してございますが、不適切な管理というのは、固形物の野積みという形で、雨が降ればどこかへ流れていく、素掘りという形で液状分でございますが、こういった形で管理すると、地下に浸透していくと、地下水の汚染といったような原因になるということでございます。

こういったものを管理基準に基づきまして、右の方に堆肥舎や污水处理施設、防水シートを利用した簡易対応に加えて、今回新たにバイオガスプラントというのも写真を載せさせていただきます。こういった適正な管理形態に移していく必要があるということでございます。

3ページ目でございます。家畜排せつ物法の中身は、今申し上げたとおりなんです、先程申し上げました5年の猶予期間が3年過ぎた去年の3月でございますが、施行されて3年経過して、なかなか進んでいないのではないかという話がございます。

右上に当初の計画を書いておりますが、この法を施行した時点で4万戸の農家が法の管理基準に適應するために何らかの対応が必要であった。そのうち2万9100戸については、施設整備によって管理基準をクリアしていく。防水シートを利用した簡易な対応で1万500戸の農家の方々が管理基準をクリアしていくということではございましたが、3年を経過した時点で、余り進んでいないのではないかということで、一度総点検をやる必要があるのではないかとございまして、農林水産省とJA全中、全農との共同プロジェクトで、畜産環境整備促進特別プロジェクトを昨年3月28日に立ち上げまして、それ以来、去年の8月上旬に公表させていただきましたが、総点検の結果と、それに基づく施設整備計画を作成いたしました。

3ページの右の下にございますのが総点検結果でございます。当時の全畜産農家14万6000戸のうち、小規模の法適用対象外農家8万戸を除く6万6000戸について総点検を実施いたしました。6万6000のうち2万6000戸については、既に法が施行される以前、11年以前に既に対応していた。それで、右の方にございますが、法が施行された11年11月1日以降、施設整備を行ったと、あるいは簡易対応したと言われる方が1万6000戸ございまして、去年の3月末時点で未対応という農家が2万4000戸あったということでございます。

4ページ目でございます。この2万4000戸について、施設整備計画工程表を作成いたしまして、ちょっと見づらいかもしれませんが、右上の施設整備実績と今後の計画ということでございます。今後の計画といたしまして、15年度、16年度、それぞれ5800、7800戸の施設整備を行う。これによりまして、施設整備で1万3600戸。防水シートを利用した簡易対応という形で9700戸。こういう形で2万4000戸の未対応農家の方々の管理基準適合のための対応を進めていこうということで、昨年度来、やっているところでございます。

(5)にございますが、平成15年度、この施設整備計画5800戸を計画した訳でございますが、今月中に調査結果がまとまると思っておりますが、現時点で把握しているところで、ほぼこの5800戸をクリアすると、計画どおりに施設整備が進んだという状況のようでございます。

この結果、昨年、総点検をやった時点では、進捗率、施設整備を必要とされる農家の施設整備を既に終了された方は51%でありましたが、15年度末の時点では、16年度末までに施設整備を要する方のうち、70%強72%になると思うんですが、の方々が施設整備を終了するという状況になると今現在、見込まれているところでございます。

また、防水シート、簡易対応の方でございますが、これは15年度、16年度、9700戸の方が簡易対応を実施されるということでございますので、括弧内に書いてございますが、シート等を利用した簡易ふん尿処理施設の事例集と、実際にこうやってうまくいっている例がございますとか、防水シートにはこういうものがございます、耐用年数はこれぐらいですといったようなマニュアルを作成させていただきました。これは2万部配布させていただいているところです。

5ページ目でございます。家畜排せつ物処理施設の整備に向けた各種の支援策ということでございます。先程の整備計画をバックアップするために、国といたしましても補助事業、融資、税制の措置、共同、個人それぞれの方々のニーズに合うように用意させていただいています。

ポイントだけ申し上げておきます。共同で設置する場合の支援策として、先程原田室長から環境関係が結構多いので自給飼料の予算が減ったとか、心苦しくもあり、うれしくもあったんですけども、右上の方に書いておりますが、一般会計におきましてもバイオマス利活用フロンティア整備事業ということで、相当な増額をさせていただいております。また、公共事業、資源リサイクルにつきましても増額させていただいているということでございます。

また、税制措置につきましては、共同、個人共通でございますけれども、所得税、法人税については本年10月31日まで、固定資産税につきましては本年3月31日までということだったんですが、今年の10月末の時点で管理基準をクリアするために、とりあえず防水シートといったものを利用した簡易対応をされるけれども、来年度以降、本格的な施設整備をされるというニーズもかなりあるというふうに認識しておりまして、それぞれの税制の特別措置について、優遇措置につきまして、18年3月31日まで延長させていただいているところです。

個人が設置する場合にリース事業というのがございますが、本年度は一般会計で、経営構造改革緊急加速リース支援事業ということで、私どもの持っております補助付きリース事業は家畜排せつ物処理施設に限られるんですが、畜舎も併せて利用できる、プラスアルファですね。私ども野積み、素掘り解消のための施設整備を要件にしておりますけれども、こちらの場合は増設も可能ということになっております。

これは期待しているんですけども、経営局のリース事業の創設に加えて、非常に要望の強い2分の1補助付きリース事業でございますが、この3月の価格等部会での御審議、御建議等々を踏まえまして、210億、毎年4年間、措置してきた訳ですが、一挙に301億円と拡充させていただいているところでございます。

こういった支援措置を御利用いただくことによって、昨年度、5800戸、ほぼクリアするという見込みでございますが、今年の7800戸の施設整備計画についても、満度にクリアしていきたいと考えているところです。

6ページ目でございます。こういった補助事業、リースあるいは融資、税制の優遇措置と、さまざまな支援措置を講じさせていただいておりますが、いずれにしても、自己負担を伴うということで、できる限り、施設については整備費が安いにこしたことはないということでございます。

6ページ目の4の(1)にございますように、畜舎の設計基準といった中で、堆肥舎の

設計基準を緩和してきておりまして、それを反映して、右上の方に堆肥舎等建築コストガイドラインを定めさせていただきまして、補助事業で家畜排せつ物処理施設を造る場合に、過度なものとならないようにと、コストの高いものにならないようにということで、これを目安に使わせていただいているところでございます。

それから、左の5に書いておりますが、こういったハード面ばかりでなくて、ソフト面も必要だということでございますので、(1)にございますように、農政局、都道府県、出先機関、県の畜産会といったところに畜産環境相談コーナーを設置させていただいて、さまざまな相談にお答えするという体制を取っております。また、技術的にアドバイスできる方々を養成するというので、平成11年以来、やらせていただいておりますが、畜産環境アドバイザーを養成しております。実数で、これまでに3000人を超える方が畜産環境アドバイザーの研修を受けて、修了証をもらっているということでございます。

7ページ目でございます。目下の最大の課題でございます施設整備につきましては、いろいろ御説明させていただきましたが、今後、私ども考えておりますのは、今年は本当に施設整備に、最大限といいますが、努力を傾注、集中する訳ですが、今後の課題として利用の促進が非常に重要になってくるということでございます。

右上に家畜排せつ物中の窒素の流れと書いてございます。これは、先程9000万という物の実際の発生量のベースで書いたのとほとんど同様ということでございますが、こういった窒素の循環になっております。こういった中で、下の方に、家畜排せつ物から42万トンの窒素が農地・草地に還元されている訳でございますが、これが我が国の農地面積から見ると、果たして過剰なのか、過剰でないのかということの検証でございます。

日本の農地の窒素受け入れ可能量は、図に書いておりますのは大根なんですけれども、アンダーラインで書いておりますように、114万トンの窒素が年間受け入れ可能であるということでございます。こういった中で、化学肥料由来の窒素が48万トンでございます。大宗がそうなんです、42万トンがそうなんです、家畜排せつ物、食品産業廃棄物、生ごみといったものから来る窒素が43万トンということでございます。

その他に、右の方に書いておりますが、有機質肥料でございますとか、かんがい水でございますとか、あるいはそもそも豆科の窒素固定といったようなものもございまして、そういうのを勘案しても、114万トンという窒素受け入れ可能量を見た場合に、化学肥料由来の窒素が48万トンあっても、家畜排せつ物の42万トンを、全国ベースで見れば、十分受け入れる下地はあるということでございます。

左の方に耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量ということで、ちょっと見にくくて恐縮でございますが、要は真っ黒なところは、農用地に対して窒素が多いところ、ヘクタール当たりの窒素キロで示しております。南九州、四国の一部、中京の一部、関東の一部、こういったところでは、農地面積に対して家畜排せつ物の発生量が窒素ベースで見ると、多いということでございます。

8ページ目でございます。こういった中で、先程原田室長から、乳牛の絵と30アールの耕地という図の説明があった訳ですが、畜産の中だけで吸収は非常にづらいということで、堆肥の利用促進を図っていく必要があるということでございます。

右上に、日本土壌協会が平成14年にやった調査でございますが、こういった条件が整えば堆肥の使用を開始するかというアンケート調査をやった訳です。第1番に高品質でなけ

ればならない、2点目として安い方がいい、3番目に、どうせだったら播いてくれないかというふうな条件がございます。こういった利用条件を踏まえて堆肥の利用促進を図っていく必要があるということでございます。

2で高度利用その他というふうに書いております。右の方に、農林水産環境政策の基本方針を昨年12月25日に公表させていただいたところですが、こちらの方で私どもの今後の農林省としての環境についての基本方針を示している訳ですが、その中で家畜排せつ物の処理、利用関係につきましても基本方針を示させていただいているところでございます。

まず第1に、健全な水循環の確保と、水を汚さないということで、家畜排せつ物の管理の適正化を徹底していくというのを目下の最大の課題として挙げております。バイオマスの総合的な利活用の推進ということでございまして、これは二つに分けております。家畜排せつ物堆肥の利用を推進していくという取り組み。このために堆肥利用を拡大していくということでございます。耕種農家が使いやすい堆肥の生産を推進していくということで、本年度、堆肥の生産マニュアルを作成するというふうを考えております。

それから、管理基準への対応がほぼ完了するであろう来年度以降、家畜排せつ物の需給に基づきましては利活用計画を策定していく。そして、都道府県レベル、地域レベルに、18年、19年度、これを落としていって、堆肥の化学肥料代替資材としての利用も促進しながら、十分な利活用の計画を策定し、利用を促進していきたいと考えております。

もう一つは、高度利用型ということも考えております。どうしても、利活用計画を策定していく中であふれてしまう部分が出てくるというものにつきましましては、炭化でございますとか、炭化による減容化でございますとか、別の観点からエネルギー利用という形でメタン醗酵、こういったものも進めて参りたいと考えているところでございます。

とにかく、16年度は全力を施設整備に尽くしますが、17年度、明年度以降、利活用についても考えて参りたいと考えているところでございます。

以上、ちょっと長目になりましたが、説明を終わらせていただきます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、食料・農業・農村政策審議会企画部会における検討状況について。これは畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 お手元の参考資料2を御覧いただきたいと思います。食料・農業・農村政策審議会、いわゆる本審議会でございますが、その企画部会における検討状況につきまして御説明をしたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。農林水産大臣談話でございます。この左の方にございますように、平成17年 具体的には平成17年の3月でございます。を目途に新たな基本計画を策定すべく作業を開始するというところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページでございます。その左の方にもございますように、大臣からは、今般の見直し作業の一環といたしまして、現行基本計画決定時からの課題であります(1)の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、(2)といたしましては、その担い手、農地制度の改革、(3)といたしましては、環境保全を重視した政策の一層の推進、あるいは農地・水等の地域資源の保全のための政策、こういったものについて本格的な検討に取り組むよう指示があったというところでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。これを受けまして、食料・農業・農村政策審議会、本審議会の企画部会での検討が行われているということでございます。メンバーはここに掲げておられる方々でございます。当部会の部会長でございます生源寺先生が企画部会におきましても部会長として議論の整理をされておられるというところでございます。

それから、5ページでございます。当面のスケジュールでございます。企画部会の方でございますが、第1回の企画部会を1月30日に開催されたところでございます。その後、大臣から指示のありました3課題を中心に7月までに中間の論点整理をするということを目途に、品目横断的政策、農業環境・資源の保全、担い手農地制度につきまして、第2回、第3回、第4回と議論が重ねられまして、その後、フリートーキングが1度行われたというところでございます。この後、有識者ヒアリングを経まして、さらに、その3課題についての検討が行われるということになっておりまして、7月を目途に中間論点整理ということでございます。

具体的に、その議論の中身と申しますか、これまで出されておりました資料を、その後につけさせていただいております。6ページを開いていただきたいと思います。品目横断的政策の検討方向についてという資料でございます。

左側に主要農業政策の目的といたしまして、経営政策、生産政策、農業環境・資源保全政策が掲げられております。具体的な検討方向といたしましては、真ん中の箱の中にございますように、農産物の価格形成につきましては基本的に市場原理によるということを進んでいこうということでございますが、こうした中で担い手、いわゆるプロ農業経営の方々の経営が不安定になるということがございますので、その経営の安定を図るため、いろんな政策手法につきまして検討しなければいけない。収入所得の変動の影響緩和ですとか、諸外国との生産条件の格差是正ですとか、そういったことを検討しなければいけないということでございます。担い手の育成確保を推進するために、担い手に焦点を絞った支援策を体系的に整備していくことが必要ではないかということでございます。

具体的な対応といたしましては、右側の箱にございますが、といたしまして、同じ経営の中で複数の作物の組み合わせによる政策体系で行われている品目につきましては、特に下に掲げてありますように、大規模な畑作で輪作が行われているような経営、あるいは水田営農で転作によりまして複数作物が作成されているといった営農につきましては、それぞれの品目ごとの対策がこれまで行われてきた訳でございますが、品目横断的な政策の導入を検討すべきではないかということでございます。

といたしまして、そういったもの以外につきましては、既存の品目別制度の検証をいたしまして、その見直しの中で担い手の育成確保に資するよう集中化、重点化する方向で検討ということが基本的な考え方でございます。具体的には、それぞれの品目ごとの課題を踏まえて、の部分については検討することとされているところでございます。

その後につけさせていただきましたのが、品目横断的施策への転換での議論の素材となっておりまして資料でございます。大部にわたりますので、ポイントとなるところだけ御説明させていただきたいと思っております。

16ページをお開きいただきたいと思っております。そこに農業経営の概況がございます。左側の図を御覧いただきたいと思っております。作物、畜種別に見ました農業産出額の農家類型別シェアでございます。農業総産出額の中で、担い手の生産が占めるシェアがどれぐらいにあ

るかということでございます。

主業農家でとらえてみた場合に、米につきましては37%ということで、担い手の占めるシェアが低い訳でございますが、その他の品目については高くなっております。特に畜産につきましては、下の三つでございますけれども、生乳、肉用牛、豚と、それぞれ90%を超えるような担い手シェアになっているということでございます。

次に、27ページを御覧いただきたいと思えます。品目横断政策の対象営農類型につきまして、先程申し上げましたけれども、27ページの右側の図でございます。主業農家、いわゆる担い手につきまして、その農業粗収益の割合を見た場合に、特に上から2番目の畑作（北海道）ですと、輪作をやっている関係で、麦、豆類、イモ類、あるいはテンサイといった複数の品目から、合わせて所得を得ているという形になります。また、水田作につきましても、稲作が大きい訳でございますけれども、それ以外に転作の関係で、麦、豆、野菜、果樹といった、それ以外の品目につきましても、合わせて所得を得ているということでございます。こういったものにつきましては品目横断的な政策を検討していこうと、導入を検討していこうということでございます。

それ以外の品目につきましては、露地野菜、果樹、酪農、肥育牛とございますけれども、一つの品目から粗収益のほとんどを得ている、いわゆる部門専門的な経営ということございまして、こういった経営につきましては、次の29ページを御覧いただきたいと思えます。

そういった野菜、果樹、畜産の取り扱いにつきましては、基本的に既存の品目別制度の見直し等により対応すべきではないかということとされておりまして、その際、各品目における個別の課題、そういったものの実施状況の検証を踏まえた見直しが必要になっているのではないかとございまして。

具体的に畜産なりの関係につきましては、59ページから牛乳・乳製品関係の加工原料乳の生産者補給金制度ですとか、62ページから肉用牛の関係で、63ページには子牛の補給金制度、64ページには肥育経営の安定対策の制度につきまして、資料をつけさせていただいております。

説明は省略させていただきますけれども、先程申し上げましたように、次回、5月の畜産企画部会あるいは次々回、6月の畜産企画部会におきまして、それぞれ牛乳・乳製品、牛肉関係の生産・流通・消費につきまして御議論いただく際にも、それぞれの課題やこうした制度について御議論いただければと考えております。また、本審議会の企画部会の中間論点整理につきまして、8月にも御紹介をさせていただきますので、さらに御議論をいただければと考えているところでございます。

なお、品目横断以外の課題につきましては、74ページと75ページに資料をつけさせていただいております。担い手農地制度の見直しの検討状況につきまして、あるいは農業環境・資源保全政策の検討方向につきましてということでございますが、後で御参照いただければと思えます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、これは最近の話題ということで、畜産あるいは食肉の関係者、さらに消費者の関心も非常に強い問題でございます国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に

ついでの説明を消費・安全局衛生管理課長からお願いいたします。

栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。よろしくお願いいたします。

資料6を御覧いただきたいと思います。この件につきましては、新聞やテレビで大変詳しく、そして、ほぼ正しく報道していただいておりますので、時間の関係もございます、アンダーラインが引いてあるところを中心に御覧いただきたいと思います。

1例目は山口県の阿東町、採卵鶏農場での発生でございます。1月12日にわたって、翌1月13日にはウイルスの血清亜型がH5N1であることが確認されました。防疫対応につきましては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザの防疫マニュアルに沿って進められまして、専門家による御意見も伺いながら進めて参りました。次のページでございますけれども、2回の専門家の会合を開いて御助言をいただきながら進めて参りました。この件につきましては、2ページ目の(6)でございますけれども、当初、発生農場から半径30キロの範囲を移動制限区域といたしまして、28日間、これはマニュアルどおりの移動制限を維持いたしましたけれども、2月19日午前0時までで解除されたところでございます。

その間に出荷できなかった卵につきまして、4のその他のところでございますけれども、損失につきましての補てん、輸送、保管に対する補助などの事業を実施することとしたところでございます。

その下の方ですけれども、2例目は大分県の九重町。ここでは、飼われていた愛玩鳥に発生をいたしました。通報が非常に早く、速やかに処置が行われましたので、次の3ページ目の3の(4)を御覧いただきたいんですが、家畜伝染病小委員会専門家の御意見を聞きまして、発生が小規模であったことと速やかな措置ができたということで、マニュアルの規定を踏まえつつ、順次移動制限区域を縮小していくという方法を採用することをお許しいただきまして、その形で順次進めて参りました。

(5)にございますけれども、2月28日には移動制限区域を縮小しまして、搬出制限、動かせないという区域から外へ持ち出せないという区域に切りかえまして、次のページでございます、もう一回、3月4日の段階では発生場所から5キロまで、そこだけを残して搬出制限区域も解除して、最後に5キロの区域だけを残しました。それは11日の午前0時に解除ということで、この間、何回か清浄性確認、臨床症状、あるいはウイルスの検査などを繰り返しまして、異常がないということを確認した上で順次、解除いたしました。

3例目は京都における発生でございます。2月28日に確認されました。ここで、(2)にウイルスのタイプについて書いてございますけれども、山口と大分で分離されましたウイルス、京都で分離されましたウイルスは、いずれも遺伝子配列の解析の結果、近縁であるということがわかっております。

それから、3番の防疫対応の(3)あたりでございますけれども、このケースでは異常を疑うたくさんさんの鶏が死んでしまった後、所有者の方からの報告がなくて、死に始めた後も出荷がなされたということで、愛知県、兵庫県といった出荷先での対応も必要になってしまった訳でございます。兵庫県の関連、次のページには愛知県の関連、それぞれの措置が載せてございます。関係の処理場等、営業の自粛などに御協力をいただくことになったり、関係者には大変な御苦勞をいただくことになった事例でございます。

もう一つ、順序が前後いたしますけれども、このケースでは、7ページのところにござ

いますが、4例目として、発生農場から5キロちょっと離れた農場、これはブロイラーの農場でございますけれども、こちらでも発生がございました。続発があったということ、それから、初動防疫、最初の出だしのところが遅れてしまったということがありまして、3月3日にはもう一度、専門家による会合を開きまして、御助言をいただきました。

かなり混乱のあったケースではありますけれども、2例目のときにとりました順次移動制限区域を縮小していくというやり方、これはかなり念入りな清浄性確認をいたしますので、この方法で差し支えないという御助言をいただきまして、その方法で対応いたしました。

そして、次のページでございますけれども、4月7日、6ページの(6)です。このところで、発生農場由来の卵の取り扱いですとか、鶏ふんの扱いは、できるだけ衛生的な担保ができる場合には早くから移動を認めるということで、個別でいろいろなケースについて認めるということもして参りました。そういうことについて専門家の御助言もいただきながら進めて参りました。

そして、(6)にございますけれども、4月11日の段階で発生場所から半径5キロの移動制限区域を残して搬出制限区域も解除されまして、(7)のところですけども、最後の半径5キロまで残しました移動制限区域も13日の午前0時をもって解除されております。

そして、(8)ですけども、このケースは、カラスがウイルスを持っているということで大変御心配をおかけすることになりました。6ページ目の(8)でございます。これらのカラス、表に示しておりますように、9羽、ウイルスを持ったカラスが見つかった訳ですけども、いずれも移動制限区域の中で見つかった、発生農場で感染してしまったカラスであったと考えております。

それ以外のところにつきましては、環境省とも協力いたしまして、カラス、ドバトなどを含めまして、全部で1万羽を超える野鳥について調査をいたしました。周辺のカラスのねぐらなどもかなり徹底して調査をしていただきましたが、この9羽以外からは見つかっていないというところでございます。

それから、次のページ、4例目につきましては、先程見ていただきましたので、7ページ目の下のところに感染経路の究明についてというのがございます。いろいろな対応を考える上で、あるいは今後のことを考えるために感染経路がわからないというのは不安だということで、大きく三つの視点から進めていくということとしております。

一つはウイルスの遺伝子解析でございます。山口、大分、京都のウイルスは近縁だというのは先程申し上げました。それから、韓国で昨年12月に分離されましたウイルスも、遺伝的に近縁な関係があるとされております。山口で見つかったウイルスと香港、ベトナムで、この病気に感染した人から分離されたウイルスとの比較をしておりますが、これとは異なるということがわかっております。その後、タイで分離された株とも異なるということがわかっております。アジアの周辺国には二つのタイプのウイルスの株があって、日本のタイプは人にうつったという報告のない韓国のタイプに似ているということがわかっております。

もう一つは、現地における調査。これは人の動きですとか、車の動き、そういったことをしっかり調べる必要がある訳ですけども、今のところ、山口と大分のケースについては、感染経路を疑わせるような動きは確認されておられません。

3点目は渡り鳥の調査でございますが、いずれの現場の近くでも渡り鳥の飛来が確認されておりまして、これは一つの大きな要素というふうに考えられておりまして、たくさんの鳥を調べておりますが、先程申し上げたとおりの結果でございます。

それから、感染経路の究明チームという専門のチームを3月29日に立ち上げております。環境省、文部科学省、厚生労働省、それから内閣府あたりにも御協力をいただきまして、先生方に取りまとめをいただいているところでございます。

次のページでございますけれども、今回の一連の発生を踏まえまして、現在開会されております通常国会に家畜伝染病予防法の一部改正の法律案を提出させていただいております。

改正の概要は、一つは疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化でございます。処分の対象となった家畜の所有者には手当金が家畜伝染病予防法に基づいて払われますが、通報しなかったような方に対しては支払わないということを明記するという。それから、届出義務があるのに届出をなさらなかった方に対しては、今、1年以下、50万円以下の罰金なんですけれども、これを引き上げるといふこと。それが一つ目です。

それから、移動制限命令に御協力いただいた農家の方に対する助成の制度化ということで、今回、個別に対応するという形で始めましたけれども、これを制度化するということを考えております。都道府県が助成をする場合に、国がその助成額の半分を負担するという形を考えております。

3点目は、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担。今回、かなり大きな発生があったということで、大きな負担があったということでございます。今まで負担をしないという整理をしておりましたが、例えば防護服など白装束の服そうとか、車両消毒などについても負担ができるようにという形の法律の改正を考えておりまして、現在、提出をしているところでございます。

その次のページ以降は、関係閣僚による会合によって決められました緊急総合対策についてでございます。お時間の関係で説明は省略させていただきますが、13ページには国民の食に対する不安を払拭するための措置ですとか、14ページには人への感染防止、国民の健康確保のための措置などもございますので、御参考に御覧いただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの一連の事務局の御説明も踏まえて意見交換に入りたいと思っておりますが、かなり長時間、説明を承りましたので、ここで休憩を取りたいと思っております。私の正面の時計で45分ジャストに始めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩にいたします。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 再開いたしたいと思っております。

休憩前の事務局からの説明も踏まえながら、御自由に御発言いただきたいと思っております。本日は、先程のスケジュールの中にもございますけれども、飼料をめぐる情勢について、

畜産環境をめぐる情勢について、この二つの点が主たるテーマということでございますので、ここを中心に御議論いただければありがたいと思います。

先程の御担当の御説明をお聞きしても、かなり相互に関連しておりますので、完全に分けて議論するという事はなかなか難しいかと思いますが、まず飼料の方から御発言をいただければありがたいと思っております。

それから、飼料、畜産環境の問題以外の点につきましても、せっかくいろいろ御説明をいただきましたので、最後の方で、そういった点についても御発言をいただく時間をもちたいと思います。

どなたからでも結構でございますので、御発言いただければと思います。

石川委員。

石川委員 資料4で御説明いただいた食品残さの問題と、資料3で出てきました諸外国の例と、この辺でお尋ねします。

まず、食品残さの飼料化は、再利用が約45%、残りの大部分が焼却や埋め立てになっているということは、55%がそうなっているのかなと思うんですが、食品製造業においては再利用率が高いけれどもというのも出ておりますが、外食産業の再利用はできるのでしょうか。あるいは、どうしたらできるのかということが一つ。

そして、諸外国の飼料自給率上位の国々では、食品残さの飼料化はほとんどできているのでしょうか。そして、外食産業の残さもうまく処理できているのでしょうか。

諸外国の例の中にアメリカの例がないのですけれども、もしアメリカの例で食品残さの飼料化がどう進んでいるのかというのがありましたら教えてください。

以上です。

生源寺部会長 その他にございますでしょうか。

番場委員。

番場委員 同じく食品残さについて、使う側から意見を述べさせていただきたいと思っております。

食品残さは主に養豚関係の方が利用しておる訳でございますが、現在、一般廃棄物という形になるものですから、これを利用する場合に、関係法規の中では、現状ではかなりの問題がございます。食品リサイクル法で20%近いということで、特に私のところは愛知県ですが、都市化があるということで非常に要望が高い訳です。

これを利用する場合に、一般廃棄物の終末処理が豚ということになりますと、環境方面の省庁から、その辺のはっきりした答えがいただけないという問題がございます。これを利用していこうとする場合には、現在の廃掃法だとか、その辺では非常に問題が出て参りますので、これを利用する場合に、その辺の特例ないし法の緩和とか、関係省庁と協議をしていただかないと、なかなか進まない。

それから、同じく飼料として使う訳ですから、飼料安全法だとか、輸送の問題とか、その辺をしっかりとやっていかなければいけないので、かなりやっている人ですと、一つの車を理想的につくりますと、700万円、800万円という形の車体になってしまう訳です。

こういうような問題と、一般廃棄物という中で飼料化の再生ということになりますので、その辺の法的なところの検討がどうしても必要かなと感じますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

その他にございますでしょうか。

足立委員。

足立委員 同じく食品残さの飼料化のことに関連してです。

このデータが食料の総合自給率にどのように反映されているのか、私、不勉強で細かいところはわからないんですけども、この数値が算定基礎の中に、または算定の枠組みの中にどういうふうに使われているのか、使われていないのか、または将来、使う可能性があるのか、ないのか。これは生活者たちの食物をどう扱っていくかという、非常に大きく関係することだと思いますので、お願いします。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

今、お三方から御質問等がございました。事務局から、順番は多少アレンジしていただいで結構ですので、原田室長。

原田草地整備推進室長 事実関係だけ。

アメリカの自給率ですが、飼料自給率が100%です。濃厚飼料自給率が99%です。ですから、ほとんど自給しているということになります。

生源寺部会長 食品残さの利用、特に外食産業の残さの利用等について、いかがでございましょうか。

徳田需給対策室長 外食産業では、1131万トンのうち3000万トンぐらいが発生している訳でございますが、飼料化については、ここにあるとおり……。失礼しました。

資料4の2ページを開いていただきたいと思います。年間の発生量のうち、全体では1131万トンという中で、外食産業では3000万トンが発生しておりまして、そのうち飼料化されているのが2万5000トンということに……。

失礼しました。外食産業の単位が一つ間違っています。申し訳ございません。間違っているんで、合計が合いません。

生源寺部会長 正確なものを……。

徳田需給対策室長 「3,132」ですね。失礼しました。一つ単位が間違っておりまして、申し訳ございません。

生源寺部会長 1列目の実数のところの一番下の外食産業のところ、「31,321」ではなくて、「3,132」ということですね。

徳田需給対策室長 こういうものにつきましては、販売過程とか、食べ残しでの発生割合が多いということございまして、回収率といいますか、外食産業の中でどうやっていくかということでございます。

食品残さの飼料化、利用の課題としましては、先程別な委員からもありましたけれども、一つはすぐれた食品残さが安定的に確保されるということ、食品残さの安全性が確保される、また集めた食品残さの飼料の価格が配合飼料価格に比べ安価であるということが課題であると思っております。そういうことの解決のためには、公共的な観点から地方公共団体を含めた支援体制とか、環境面などからの一般市民も含めた協力体制が必要だと考えております。

一般廃棄物等の問題につきましては、個々具体的にクリアしなければならない課題もあるということございまして、法規制の問題もありますけれども、具体的な仕組みをどうしていくかというのが一番重要だということで、ここにありますように、マニュアルを平成16年2月に取りまとめておりまして、これはまだ完成してないんですが、冊子を関係者の都道府県あるいはその他の関係機関に対して普及に努めているところでございます。

外国の例については把握しておりません。

生源寺部会長 自給率との関係につきまして。

徳田需給対策室長 自給率につきましても、把握できる限りには自給率のカウントに入れておりますけれども、全部仕分け等ができない部分もありますので、不十分な部分はあります。

生源寺部会長 番場委員の御質問は家庭の食品残さのことも念頭に置いて発言されてますか。

番場委員 主に工場ということですね。パンであるとか、そういう問題なんですが、実際にやってみますと、非常に問題が出て参りますので。

生源寺部会長 ありがとうございます。

自給率の問題は、今後について、どうお考えいただくかということについても何かございますか。特に、今の段階ではありませんか。

特に今の段階でお答えはないようでございます。何か御意見ございますか。

足立委員 循環型の農業社会の実現の中で非常に大事な一つの視点だと思いますので、個々のデータに対応するだけではなくて、算出のフレームにちゃんと入っていくような形での検討をしていただけるといいなと思いました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

その他御質問、御意見をお願いいたします。

まず阿部委員、その後、平井委員。

阿部委員 今日の主題の一つの自給飼料について二つほど意見と考え方を述べたいと思います。

自給飼料の説明資料の最後の21ページにありますように、コントラクターの数と、それを請け負いする面積が、この5年ですね、9年から14年の間に、このぐらい大分伸びてきていると。これをてこにして、上に書かれているように、コントラクターをばねとして、これからいろんな事業集団を作って、TMR、つまり自分のところで作った自給飼料を使って、地域の給食センター、牛の給食センターをつくっていこうという構想であり、そして、平成16年度の農水省の予算の中に、これが盛り込まれている。

それと同時に、自給飼料を作る、TMRを作るというばかりじゃなくて、その地域の資源循環型を促進するために、堆肥の耕種農家への整合ということまでもシステムの中に入れているという、そういう非常にすばらしいシステムだと思うんですね。

そして、コントラクターについては、今現状の酪肉近の基本方針にもコントラクターを中心に生産面積を拡大していくということで、これは堅持すると同時に、私はもっともっとそれを、予算が縮小ぎみだということですが、そうではなくて、これは活力をパワーアップしてもらいたいと思っています。

その場合に、上の一番右側の事業集団、オペレーター、TMR、そして、先程言いまし

たように、耕種農家の農地へ堆肥をすき込んでいくんだという、そういう集団というのは、これは地域のネットワークになる訳です。つまり、言い方をかえれば、地域の異業種の産業コンプレックス、複合体みたいな形になる。その複合体がうまく機能しないと、なんぼ経済的な支援をしても、予算の切れ目がアウトになってしまうということです。

何を言いたいのか、もうおわかりだと思いますが、こういうハード事業、こういうことをやられる場合には、まず対象とする地域にそういった者がいるかどうか。要するに、コーディネートをする、すばらしい企画力と実行力と熱意を持っているような人がいるかどうかということ判断して、セクションすべきだと思います。

もう一つは、そうは言っても、必ずしもそういう者がいないところが多いでしょうから、もう一つはソフトの考え方として、地域にそういう異業種の集団を引っ張っていく人材を育成したり、発掘したりするようなソフトも将来、併せてやっていくということが、今お考えになっている構想を拡大するということになると思いますので、そこら辺は是非しっかりやっていただきたいなと思いますし、期待しています。

もう一つは、自給飼料の生産意欲を減退させている輸入乾草の問題です。これについて、栄養価は決して高くないと思います。非常にはっきり申し上げますと、粗飼料として、中から低品質のものが圧倒的に多いということです。

そういうことは酪農家の皆さんはよく知っているんですが、なぜ使っているかということ、そういうことが感じながらも、安定的に供給されるというメリット、それだけはあるよということで使っている場面が相当多いということがあります。

それに関して、そういったものが今、どういうふうに通しているかということ、一番大切なことは、それはどれくらい食べる乾草であるか、そして、食べたなら栄養価が、牛肉がどのくらいできるか、繁殖牛、周産期と言っていますが、分娩前後の牛に対してどのくらいの効果があるかといったような品質基準、つまり価格に反映するようなものがない訳です。

ですから、購入された方は、「今回のやつはよかった」「今回のやつは損した」ということになります。しかし、先程言いましたように、ほとんどが中から低品質ですから、しょうがなく、持ってきたものについて、きちっとシビアな人は、「これは返品だ。もっといいものを持ってこい」ということをやっている人がいますが、そういう人は滅多にいません。価格交渉して何とか使っているという状況です。

そういうことで、300万トン以上入っている輸入乾草について、価格に反映するような品質基準をしっかり作るべきだと思います。それに基づいて流通価格を設定していくんだという努力が、いろんな方々にとって必要だと思います。いろんな方々というのは、輸入される方もそうです。利用される方はもっともっとシビアに対応すべきだと思います。

そういうことによって私が期待するのは、自分が作っている、品質評価基準をきちっと査定して、それに基づいて評価した場合に、これはいかんわいということになると思うんです。私は、基本的に日本の今の酪農は、輸入乾草がどんどんふえ続けることによって、日本酪農そのものがだめになってしまっている危惧を感じているんです。ですから、そういうことを申し上げるんです。

そういう品質基準をしっかりすることによって、自分たちが作っている、あるいは作るべき自給飼料は、それに対してこんなものだという、逆に、反面教師的　ちょっと表現

悪いですが、自給飼料を見直す目を養うということになると思います。

そういった輸入乾草については、そういった方向で物を考えていただくと、これは非常にありがたいということで、特にお答えは要りませんが、要望として申し上げたいと思います。

ちょっと長くなりました。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平井委員。

平井委員 僕も調査してないんですが、休耕田がたくさんある訳です。今も先生、おっしゃってましたけども、配合飼料より粗飼料の方が高い訳です。酪農家の皆さんもそうだし、子牛生産農家、肥育農家の皆さんも同じなんだけれども、休耕田の牧草づくり、粗飼料づくりが自給率を上げる粗飼料というのに入っているのかなというのが一つ教えていただきたい。

もし入ってなかったとしたら、もう少し有効利用してほしいし、また、そこに専属の専門家として、企業として、我々民間がやるとなかなか休耕田は貸していただけないという弊害があります。これをJAさんとか、そういうところで借り上げてして牧草を作っていたかというふうなことで、それを供給、自給にしようという形を取っていただけないものかなというのが一つあります。

そうすると、牧草を作るために農地に堆肥が要るということで、うまくリサイクルできる。今、堆肥の問題で、ふん尿の問題でやっておりますけれども、野積み云々と言っていますけれども、堆肥の建物を建てて醗酵させて、醗酵した、済んだ有機物肥料がはけない。また山とか牛舎の横に積むということが往々にあるんですよ。せっかく手間暇かけて作った肥料が、再度雨ざらしせざるを得んというのが現実なんですよ。

その辺も調査して、どれだけの有効利用して、どれだけ残が残っているのかということもやっていただきたいなと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

竹林委員。

竹林委員 畜産、酪農の主要県で農業行政を担当している立場から申し上げたいと思います。

最近、酪農、畜産行政では家畜の病気に関する課題が非常に多い訳ですけれども、中長期的に持続可能な酪農、畜産をつくっていく上で最大の課題は、今日論議になっております、一つは草づくりの問題と、もう一つは畜産環境の問題だと思っています。

まず自給飼料の関係ですけれども、先程原田室長から資料の説明がありましたとおり、北海道でも60万ヘクタール近くの草地がある訳ですけれども、最近では草地の更新ですね、草地もずうっと使える訳ではありませんから、7年とか10年に1回くらいはきちんと更新していかないとだめな訳ですけれども、60万ヘクタールのうち2万2000ヘクタール、4%弱しか更新がないという状況になってございます。

さらに、牧草の単収も昭和50年代から10アール当たり3トン台で低迷しているという状況にあります。自給飼料を中心とした北海道の畜産ですら、そういう状況になってございまして、特に酪農家の皆さんが規模拡大を進める中で草づくりに手が回らなくなってきたという問題があると思っています。

こうした状況の中で、食料自給率を上げるためにも自給飼料の生産拡大が必要な訳ですが、面的拡大はさすがに北海道でももうできません。そうすると、単収をどういうふうに上げていくか、きちんと管理していくかという問題になると思います。

特にやらないとだめなのは2点あると思います。一つは、手が回らなくなってきた農家の部分をコントラクターなどの外の力でカバーしていくということだと思っています。北海道でもコントラクター組織が98ございます。この98の組織で、収穫作業は1割がコントラクターに依頼していくような状況になってございます。こうした外の力や外部の労働力なども使いながら、きちんと管理をしていくということが必要だと思っています。

2点目は、草地の簡易な更新方法。草地を更新するときはトラクターとかで根っこから起こして、きちんと肥料を入れて種を播くというのが一番いいんでしょうけれども、不耕起栽培とか、農家の段階でも工夫でできるような肥培管理の手法、そうしたことを普及していくことが必要だと思っています。

こうした中で、生産性を高める中で自給飼料をどういうふうに拡大していくか、そうしたことを通じて循環型の酪農のベースを作っていくというのが必要だと思っています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

山口委員。

山口委員 言おうと思った前段は竹林委員がお話してしまいました。

環境対策なんですけれども、私も北海道で、16年度の末で約3000戸の農家が施設未整備また整備の方向が定まっていない。こういった中で、ビニールシートで覆うなど簡易対応をいろいろ指導している訳でありますけれども、いずれにしても今般、たくさん処置をしていただいたということで、90億円プラスは大いに意義がある訳です。

ところが、先程チラッと話題に出ておりましたけれども、鉄鋼需要が逼迫している。これは中国の関係だと思わんですけれども、セメントも引っ張られているという話で、せっかく増額してもらったものが、コスト増というか、そこに吸収されてしまって、なかなか大変な状況にあるということでもありますので、そこら辺のことがどうなるのかなと、対策というのはなかなか取りづらいんであるうけれども、一番大事なところでないのかなという気がしております。

それから、全体に言える財源の問題なんですけれども、BSE対策でかなり使ってしまったと。アメリカのBSEの関係でも牛肉輸入停止措置によって牛肉課税が激減ということでありまして、振興機構の行う指定助成事業、財源確保が大きな課題であるということ、皆さん、我々も含めて頭が痛い訳でありますけれども、国の税収による一般財源といっても、なかなか国家財政が厳しいということで、これまた大変であろう。

しかし、いずれの政策展開していくについても、財源があるからやる、やらないということではなくて、国として食料自給率の向上、安全安心な食料生産の推進という姿勢を明確にした上で、必要な財源を確保する。国の生業の根っこの部分だと思わんですね。

ですから、牛関財源のように、年度によって変動あるものよりも、一貫した姿勢で食料・農業政策を進める上で、難しいかもしれないけれども、一般財源により財源を確保するということが基本でないかと思う訳であります。

財源がないから既存の事業を見直すということでは説明がつかないと思うんですね。情勢とともに、事業内容を見直すということならわかるんですけども、財源論にいつてしまおうというのはちょっとさみしいのではないかと。そこら辺、右顧左弁しない国の政策として必要だということで、今までも自信を持ってやってきた訳ですから、ひとつこれからも一貫した姿勢で農業政策関連事業を行って行っていただきたいと思います。

それと、一連の自給飼料の関係なんですけれども、自給率の向上は、先程竹林委員がお話しているように、牧草なり、単に面積だけでなく、生産性の向上ということもあります。そういった面で、特に土地利用型酪農事業、土地利用型の酪農推進事業が遊休農地の解消に極めて有効であるという評価を生産現場ではしておりますので、そういった点もこれからのベースになると思いますので、よろしく願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

向井委員。

向井委員 一つ教えていただきたいと思います。国産の稲わらが、どの程度、家畜飼料に回っているのかということです。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

意見の表明をされた委員が多かったかと思えますけれども、一、二質問ということもあつたかと思えますので、ここで事務局からお願いいたします。

草地整備推進室長。

原田草地整備推進室長 阿部先生からの御意見、ありがとうございます。そういう方向で進めていきたいと思えます。

輸入乾草といいますが、流通乾草の品質基準、課題というふうにとらえますけれども、後ほど利用されている今委員とか団体の方からも御意見を聞かせていただければありがたいなと思えます。

それと、平井委員からの休耕田を活用するお話ですね。資料の19ページの放牧の取り組みというところは、まさにそれにありまして、特に山口の耕作放棄地とございますが、ここは田圃のわきの耕作放棄地を牛がどんどん入って行って食べている。うちの井出部長にも行ってもらったところなんですけれども、感心しておつたと聞きましたので、こういったところはどんどんふやしていきたい。

ただ、耕作放棄地ではないんだけど、非常に使い勝手も悪くて、調整水田で水を張っているだけのところもございまして。こういったところは、放牧の転作にさせていただくとか、ホールクロップサイレージで稲を作っていただいて草にするとか、そういったことを進めていきたいと思っております。まさにJAなり、市町村の御協力も得ながら進めていかなければならないかと思っております。

竹林委員の更新の話は、いろんなタイプがあると思えます。低コスト、あるいは、もっとしっかりやると。というのは、北海道酪農家の方にお話を聞きますと、ふん尿を還元したいところで、全面耕起をしないと還元し切れないというお話もございまして、土地に余裕があれば簡易更新という形で低コストでやるということもあります。今年、16年度は更新の対策を倍額8億にしましたので、1万6000ヘクタールぐらい、これでできるんじゃないかと思っておりますので、北海道に限らず、都府県も含めて、これを御活用いただきたいと思っております。

私からは以上です。

生源寺部会長 もう一点、稲わらの……

原田草地整備推進室長 稲わらですね。失礼しました。

向井委員からの稲わらの話ですが、国内で稲わらは約900万トンできておりますが、そのうち飼料用に使っていますのは110万トンぐらいです。自給率で言いますと、稲わらの場合、9割ぐらいになっております。稲わらは補助事業で対策を進めるまでは7割ちょっとの水準でしたので、今、9割の水準というのは、自給率としてはかなり上がっていると思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

その他に御意見、御質問をお願いいたします。

まだ追加でございますか。ちょっとお待ちください。事務局から回答があるようでございます。

大野畜産環境対策室長 まず、平井委員のおっしゃられた堆肥のニーズ、堆肥がはけない実態があるということで、こういうところは調査を進めるようにという御意見でございました。

先程も少し申し上げましたが、17年度以降、来年度以降、利活用計画を作っていくと申し上げましたけど、その前提として、きちりした調査、需給マップといいますが、堆肥がどれだけ地域で生産されて、どれだけはけているのかといったような調査を前提として、そういった計画を策定していきたいと思っております。

それから、山口委員のおっしゃられたリースを割とつけたけれども、中国のオリンピックの関係ですかね、鉄鋼の関係、お話がございました。北海道には、昨年決まった財源で、リースですけれども、計画以上に整備していただいたという実績もありますので、この辺は木材利用までいくのかどうかわかりませんが、どういう工夫があるのか、去年やられたような工夫もあると思いますので、北海道庁とよく話し合いながら、うまく計画が進められていくように万調整したいと思っております。

それから、土地利用型でございます。財源の問題は私から言うのは適当ではないと思いますが、土地利用型については、この3月の価格等部会でも、畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤の拡大という事業の趣旨に沿って適宜見直しを行うことというような建議も頂戴いたしました。

今年は、従来、生乳の生産量と連動していた部分、緑の政策としてWTOに登録、通報している訳ですけれども、よく見ると、運用上、生産と直接連動している実態、こういうのは見直したいと思っております。

また、土地利用型飼料基盤の拡大という事業の本来の趣旨を今年、つい先だっても、日本農業新聞ですか、事業本来の趣旨をPRしていただいたところです。飼料作付面積ゼロの農家を今年、対象にしないというふうな見直しをしておりますし、この事業が本来の趣旨に沿うように適宜見直していくことが必要だなというふうに担当として認識しております。

生源寺部会長 ありがとうございました。

今委員。

今委員 自給率の向上を伴わない畜産物の増産は食料自給率を低下させるという一文が

あるんですけども、これは大変耳が痛いんです。私たち府県の酪農家の場合は、土地面積を持たないんですね。それでも努力して飼料生産をやっている訳です。濃厚飼料はすべて輸入物に頼っていますけれども、粗飼料も休耕田も利用していますし、本当にできる限りのことをして自分たちの牛に食べさせる飼料を生産しているんです。それでも、自分の持っている牛全体の1割あるかなしぐらいの自給飼料の生産なんですね。

もっと生産を高めようとするのには、私たち酪農家の努力だけでは足りない部分があって、先程コントラクターの話もありましたけれども、阿部先生から人材の育成も大事じゃないかということがありました。酪農家がこの組織作りにまでタッチしていると、本業が損なわれるというか。

私事になりますけれども、うちの主人もそちらの方にタッチし始めまして、地域を挙げて取り組もうということで組織を立ち上げる努力をしているところなんですけれども、結局は、それに乗ってこない人たちを何とか、これから先のことを考えて若い世代の人たちに声をかけるんですけども、まだまだ意識が足りないというか、そういうところなんです。そういう集団を作るための人材の育成は本当に大切なことだと思います。

私たちの地域だと、諸施設の設備をしていますので、持たない土地以上に牛を飼っているというのが現状なんです。そんな中でも、国民の食料の生産をしているという誇りだけは持っているつもりなんですね。そういう中で、飼料作物も作れないほどの牛を持つ必要はないんじゃないかという話も多分あると思うんですけども、そこら辺のところ、生産者の私たちにとっては非常に心苦しいというか、ただ、出したものには責任があるというものは感じているんですね。

ですから、牛をたくさん飼えば、さっきのあれによりますと、牛乳の3倍位ふん尿が出るという数字が出ていましたけれども、それらの処理だけは自分たちでやるべきだと思って、コントラクター事業とかそういうものにも取り組もうとしている訳なんですけれども、スケールメリットを考えないと、やっていけないということもあることは事実ですね。

ですから、広い圃場を持たない酪農家も、全国的に見たら、自分の持っている牛に見合っただけの土地を持っている酪農家はそんなにいないと思うんですよ。そういう点で、放牧酪農とかいろいろ出てきますけれども、すべてが府県の人にしてみると、頭数を持ってまでも搾る必要はないんじゃないかということに聞こえるというとおかしいですけど、そういうふうを考えなければいけないのかなというところはちょっとつらいところですね。

ただ、私たちも生活があります。幾ら助成があったとしても、上がるものは上がっていきますし、輸入の粗飼料のことで問題になっていますけれども、乳質の安定という面からも、私たちの圃場で取れる牧草では安定しないんですね。その年々の気候もありますし、去年などはほとんど取れないと言っているぐらいに大変な労力とお金と時間かけましたけど、3分の1取れたかなという位のところでやっていますので、今年は非常に輸入する粗飼料が多いです。

一昨年も昨年も現地まで見に行くんですね、流通業者の人と一緒に。自分で品物を確かめて買うというやり方もやってましたけど、今年はそれができるかどうか分からないんです。そんな感じで1年間、あそこの品物を1回ぐらいコンテナに入れるという取り引きの仕方もしています。

ただ、例えば自分の家の経営なんですけれども、余りにも酪農情勢が悪くなれば、高価

なものが取れなくなるので、ちょっとランクを落としてというので、本当にいいものじゃないものが入ってくるということにもなりかねないんです。それでも、一番の輸入飼料を使う理由は、自分たちが取れないということもありますけれども、乳成分がどんどん自分たちの自給飼料では賄えない位の成分になってきたということも原因していると思います。以上です。まとまりなくて、済みません。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

矢坂委員、その後、金井委員。先に手が上がってありました。

矢坂委員 酪農はこれからも多様な経営を維持していくことが望ましいと思います。コントラクターを活用して、酪農作業の分業化を図り、外部化するという方向と、酪農経営を総合的に管理する方向の両面で、経営の成立条件が模索されていくのだろうと思います。

前者が特にコントラクターにかかわる訳です。コントラクターに飼料生産などを委託した酪農経営は、大規模搾乳業者になっていきます。大規模化していくと、そこで要求される粗飼料の条件も変わっていくのだろうと思います。例えば、牧草に対して栄養価の高さなどよりも、むしろ品質の安定性や価格などに重点が置かれていくのではないかと推察します。つまり、高品質の牧草などを生産するだけでは、コントラクターは十分に機能を発揮したことになる可能性がありません。

コントラクターはそのことを踏まえると、非常に大きなリスクを抱えていくことになります。日本の気候条件の中で安定した粗飼料を供給しなければいけないし、また品質も安定させなければいけない。さらに、輸入粗飼料とのコスト、価格競争に対応しなければいけません。高度化した機械を入れようとすれば、事業の大規模化を図らなければいけませんから、土地の団地化など土地の制約条件をクリアしていかなければなりません。コントラクターが抱えている問題を整理しておく必要があると思います。もしコントラクターが経営不振に陥ると、そこから粗飼料を購入していた大規模酪農経営は、粗飼料の購入先を大きく変えざるを得なくなっていく。酪農家は飼料生産のための機械等は売却等してしまっているのので、極端なことを言うと、一緒に経営をたたまざるを得ないというような危機に追い込まれる可能性もゼロではない訳であります。

コントラクターを1つの政策ビジョンとして掲げていくためには、コントラクターに期待されている飼料供給のあり方、それに伴う経営リスクを分析しておくことが必要でしょう。実際には、こういうサービス事業者について必ずしも十分には把握されていません。それについてももう少し調査や分析が必要であると思います。

後者の放牧酪農については、かなり長い間、振興すべき経営ビジョンとされてきましたが、実際にはようやく少しずつ拡大したといったところです。政策目標だけが宙に浮いた形になっているという印象を免れません。

今日の資料に、放牧酪農は集約放牧型とゆとり型の区分があると整理されています。もっとも集約放牧もゆとりを重視しており、牧区の広さや乳量を基準にして、区分されているとあってよいと思います。放牧酪農は非常に幅の広い概念で、放牧の位置付けについても多様な経営が含まれています。そのことを整理しておかないと、何を政策ターゲットとして伸ばそうとしているかが伝わらない。ただ単に自然の中で育つ牛や草を大事にしましょう、というスローガンに受け取られてしまいます。

放牧酪農を酪農経営の1つのタイプとして定着させようとするならば、放牧酪農の特質

や経営条件を明らかにしておく必要があります。将来、放牧酪農を一つの認証制度として規定する際、そういう企画に当てはまる生産方法があり得るのかということをも具体的に論じていくことが放牧を普及させていく大きな力になると思われま

す。これまでの1頭当たりの泌乳量が、酪農家にとっての技術水準を表わすメルクマールのように言われることがありました。牧草に対する評価は、牛を介して初めて明確になるので、経営者の意識としては、どうしても牛の方に向かいがちです。

放牧酪農は、牛を育てるのも好きだけれど、草や土が好きだという経営者が一般に多いようです。草や土、環境と酪農経営と密接に関連付けていく技術革新、意識革新にまで踏み込んでいく必要があります。例えば、家畜改良でも乳量のみを重視していくと、放牧酪農の振興とは遊離してしまいます。放牧酪農を将来のビジョンとして掲げるためには、もっと総合的に、単に看板だけではない施策が望まれることになります。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

もう既に出ておりますけれども、環境の問題についての御発言もいただければと思います。

金井委員、お待たせいたしました。

金井委員 今、矢坂委員と今委員がおっしゃったことに関連して自給率ですが、今委員がおっしゃったように、内地等の土地基盤の弱いところ、狭いところの酪農については、当然のことながら、外部の購入飼料に頼らざるを得ないというのは宿命だと思っております。

その際、これから土地基盤の小さいところの酪農家が収入を上げる、生産コストを下げていくということになれば大規模化せざるを得ない。そうすれば、メガファームのような酪農家が、これからどんどん出てくると思います。そういうふうに大きくすればするほど、外部の購入飼料に頼らざるを得ないというのが現実だと思

います。酪農家にしてみたら、餌は投入財の一つなので、利便性とコストを見て、一番いいものを選択するのは当然でして、その際、大きな農家は輸入飼料に頼らざるを得ない。それはなぜかといえば、国内にないからです。このまま進んでいきますと、輸入飼料に頼る酪農家は相当ふえてくる。そうすると、今論議になりました自給率はどんどん下がってくる。

これを解決するにはどうしたらいいかということをも真剣に考えないと、自給率は下がるばかりです。確かにコントラクターも一つの手かもしれませんが、これから大量に自給飼料、粗飼料を要求する農家が出てくるとすれば、それに如何に対応するかということも考えていかなければいけない。

土地の細分化だとかいうことがあって、なかなか集団化できないとか、そういうこともありますけれども、例えばコントラクターは地域の中で完結すると思うのではなく、全国ベースで考えて、大量に粗飼料を要求するところに供給するような体制を作っていくと、自給率は下がるばかりだと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

富樫委員、その後、中村委員。

富樫委員 2点ばかり、環境の方で1点と、飼料の方で1点申し上げます。

環境の方は、ふん尿ということについての施設整備あるいは、その利用ということで

対応は進んでいると思うんですけども、ふん尿とかというのは濃度、例えば1立方メートル当たりの窒素とか、そういうものは濃度的には濃いものです。

しかしながら、酪農をやっていると、例えばパーラーからの排水であるとか、畜舎全体からの排水、要するに、低濃度排出、そういう雑排水というものがかなりの量が出てきます。それは低濃度であるので、それほど気にはならないんですけども、量的にはかなりの量が出てきます。ふん尿の費用を問わないぐらいの量が出てきますので、トータルとしては、そういう窒素とか、そういう問題としては、ふん尿と同じようなレベルの問題にはなってくる。それが、まだ余り表には出てこない問題になっていると思います。それを考えていく必要があるんじゃないかと思います。

そういうことを考えるときに、そういう低濃度のものをどういうふう処理していこうかというときに、いろいろ考えるんでしょうけど、そういうものに対して施設的なものを考えるのではなくて、そういうのも一つの手かもしれませんけれども、例えば田園風景にマッチしたような、北海道的な発想なんですけれども、川の近くに林を置くなり、自然を利用して、自然が生育するというのもって、そこで吸収する。あるいは、その生育をもって、植物がいるということで、そこに微生物が存在する。その微生物によって浄化をしていくとか、そういう自然系を利用した形で、河畔林であるとか、人工的な湿地を造るなり、そういうふうにしてやっていくというのも一つの手じゃないか。これは具体的な提案。

もう一つ、コントラクターのもので、非常に有効な手段なんですけれども、先程ある委員からも、こういう問題点があるんじゃないかということが出たんですけども、農業というのは工業と違って天候に左右される。飼料作物の一番のキーファクターは、適期に収穫するからこそ栄養価の高い飼料作物ができるということです。そういうことですから、収穫適宜ということは雨が続きちゃうとできませんよね。ということで、やっぱり工業とは違う訳ですよ。そういうところで、農業としての自然に左右されるという大きな要因がある。

だから、そういうもので機械的に、短期集中的なそういう機械を作るかもしれません。けれども、これをもってコントラクターにとって大事なことは、良質な、品質が並みじゃ持たないと思います。良質で、かつ安定的に、低コストで供給していくということが保証されない、継続していかない限り、コントラクターというものはなかなか.....。

初めて立ち上げていますから、皆さんそれなりに興味を持って、あるいはやっていこうかという気になってはいますが、これを継続していくためには良質で、かつ安定的で、低コストなものをコントラクターが供給していくということができないと、やっぱりなかなか長続きしない。

ということは、そういうことを解決していくには、天候に左右されない機械の問題、あるいはもっと具体的な問題で言うと、草ですよ。草も、例えば早生の品種もありますし、中手、奥手のいろんな品種があります。ということで、栄養価が高い中で、いろんなバラエティに富んだ、要するに、収穫適宜は、例えば5月10日とか、あるいは5月の第1週に偏らないような、いろんな品種の草の中でも、栄養の高い中でも、早生の品種、中手の品種あるいは奥手の品種とか、そういうものを開発していったら、要するに、中で事をやっていかなきゃ、なかなかコントラクターというのも継続していかないのではないかと思います。

す。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

中村委員。

中村委員 まず、自給率の関係ですが、先程今委員からも指摘がありました。資料3の1ページの四角の中の飼料自給率の向上を伴わない畜産物の増産は食料自給率を低下させるという表現です。いわば、これの事実確認ということです。

つまり、下の図の牛肉のところで言いますと、牛肉の肉として39%を国内で作ってます。これを仮に40%、国内生産を1ポイント増やし、輸入を減らす、供給熱量は一緒として。その場合に、頭数を増やすことになりますから、増やした頭数分を輸入飼料で賄った場合に、飼料の自給率が27から幾ら減るかという、これの掛け算なんですね。

それを大雑把に試算してもらったら、39が40になったときに、27からは1ポイント以下の減り方だという試算もあるようなんです。現在、39掛ける27が11%ですね、丸い数字ですけど。これが40になって、1ポイントも減らずに0.7ポイントで26.3を掛けると、カロリーベースの自給率は、答えは同率なんですね。

したがって、畜種によっても違うと思うんですが、必ずしも肉を増産してもカロリーベースの自給率を低下させるということにはならないのではないかと。横ばいしないし、場合によっては、ちょっとでも上がることもあるのではないかと気がするので、そこを検証していただいて、この表現はちょっと考える必要があるのではないかと。

関連して7ページですけれども、一番上に自給率が低い食肉鶏卵は生産量が増えるほど低下するという問題が存在ということなんです。確かに、自給率が低ければ、そういう可能性はあるんですが、逆に、濃厚飼料に依存している小家畜の場合、飼料効率がいいですから、肉を増やす場合に、濃厚飼料の増やし方は少なくともいいのではないかとということも言える訳で、必ずしも、こういうことが言えるのかどうか。その辺の事実確認、検証していただきたいというのが一つ。

それから、自給率を上げるのに粗飼料の面積は少しずつ減ってきているという状況で、そうすると、単収を増やすというのが一つある訳ですね。この10ページに単収について触れているんですけれども、一つお聞きしたいのは、トウモロコシの新しい機械が開発されたというふうに書いてあるんですが、その普及は進んでいるのか、進んでないのかという点と、これによって作付拡大に期待という言葉があるんですが、期待というと第三者的な表現でして、これを進める具体策はどういうものを持っているのかという、その辺をお聞きしたいのと、あと単収を増加させる品種開発はどうなっているんだろうか、そういう可能性はないのかどうか。その辺が2点目です。

3点目として、堆肥の関係なんです。我が方にも県によって、余って困っているという話も少しずつ上がってきているものですから、かといって、重量物だけに広域流通というのは難しいと思うんですね。先程大野室長から実態調査をという話もありましたが、早急にそれはやっていただくことにして、現実に既に余って困りつつあるというのが出てきていますので、お役所の中の耕種部門との連携も必要だと思うので、その辺は具体的に進めていただきたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

高橋委員。

高橋委員 いろいろと委員の話聞いていて、現場を担当している私どもの視点で、自給率の問題なり、環境問題を考えるときに、いずれ切り離しては考えられないというところをえています。

自給率が減ったことによって環境問題もある程度引き起こしているという部分もあるんですよね、現場とすれば。なぜ自給率が減少したのやという部分をもう一回検証というか、原因をある程度整理したいなというふうに私どもは思っています、現場として。

一つ酪農をとらえて言えば、今の酪農の、乳牛の個体能力は家畜の改良増殖ということで年々向上している。それに国産自給の粗飼料で対応できるかという部分があるんです、現場として。過去においても、いろんな草なり、トウモロコシなり、品質改良されて、いずれそのような高品質乳に対しても対応できるような草が出てくると思っていますが、草の品質云々よりも、いろんな委員が言っているように、日本の気候条件云々というのが非常に影響してしまっていて、国内の粗飼料生産は年一発型の生産だということで、失敗すれば、1年分の畜産業はそれで影響されてしまう。イコール経営という部分になってくるんですね。それで輸入部分に係わる部分が発生してきた。そのような過程の中で試行錯誤を繰り返して現状の自給率なり、輸入乾牧草の依存率が決ってきたというふうに私は思っています。

ですから、生産現場は生活をかけて今の形を作り上げた。今後、日本の畜産をどのように展開していくのよと、生活を維持して守るのよということを考えたときに、総論の議論ではできないだろうなと思っています。

というのは、御存じのとおり、日本は北海道から沖縄まで南北に非常に長い。私どもから言わせれば、私は東北ですから、北海道とか何か酪農やるには非常にいいなと思いがらいたんですが、3000キロの草しか取れないという話を先程聞きまして、びっくりしました。

そういう日本の国土の条件をある程度加味した政策をしないと、畜産業は大変だろうなと思っています。ですから、考え方として、自給率を上げるためには、日本をどのような区分というか、ブロック化して粗飼料生産云々の議論をしていくかということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

ですから、都府県でやっている酪農家に自給率を上げろという話は無理な話です。都府県の酪農家に関しては、ふん尿対策だけです、問題は。それだけ確保してやれば、間違いなく酪農そのものは堅持される。逆に都府県の酪農家がだめになってしまえば、自給率にある程度依存している北海道なり、私ども東北の酪農も衰退するということの相関関係を絶対持っています。ですから、バランスが崩れてしまうと、全体がだめになるよというふうな危機感を持っています。

そういうことで、いろんな話を聞いて、これから、現場とすれば、選択肢をきちっととらえていかないとできない。総論では、どのような形でもまとめることができるだろうと思いますけれども、地域の部分を含めた議論もある程度していただきたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで事務局からコメントをいただきたいと思います。先程の中村委員の自給率に関する御質問につきましては今回、口頭でのみ説明しただけではなかなかわかりにくいところがあるかと思いますので、次回までに別途の資料なりも御用意いただくという前提で御説明いただければと思います。

原田草地整備推進室長 今委員からも、中村委員からも、ひどい表現じゃないかという御指摘を受けました。冒頭、最初に言い訳したのは、ちょっと乱暴なところがありますというのは、そういう意味もございませぬ。むしろ議論の種として御提示しているのです、まさにおっしゃるとおりで、事実関係があります。

中村委員のお話しあったように、例えば牛肉で言えば、輸入が39%が40になったと、そのとき全部輸入飼料で賄うと、自給の27が26になると、39掛ける27と40掛ける26は一緒じゃないかということですね。そのとおりなんです。

ただ問題は、私たちもいろんな形で議論している中で、一般の方々から国民広く見たときに、輸入を1ポイントふやしても、牛肉を1ポイント、生産をふやして、全部輸入飼料で賄ったときに、カロリーベースの自給率は変わらないじゃないかという議論は、何となく腑に落ちないなと。事実はそうなんですけども。

ですから、生産を増やす以上、それに伴う部分は自給飼料も増やす努力はしないと、生産振興の部分で国民の理解が得られにくいのではないかと、日ごろ接触している中で、そんな感覚を持っており、最近では国会でもそういった御議論があるものですから、あえてこういう形で御提示しているもので、むしろそれに対して、いろんな委員の方々から御意見がありましたので、大変ありがたいなと思っております。

あと事実関係の中で、ロールベイラーの普及ですね。細断型ロールベイラー、トウモロコシですね。去年まで実証展示をずうっとやってきました。各メーカーが作っているものを全国で実証展示をやりました。酪農家の方々、大変評判いいです。それで、各メーカー、今年から本格的に販売ということで一斉に販売しております。

これに対して私どもは、共同利用機械の補助事業。今年から、従来の2分の1の補助率が3分の1になっているんですけども、細断型ロールベイラーと稲藁飼料のベイラーについては2分の1をキープして進めていきたいということで政策的に位置付けています。

それと実証展示も進めていますが、問題は、期待というのが第三者的でないかという話がありましたが、国が作っている訳ではありませんので、こういった政策ツールを用意した上で農家の方に選択していただくということ。コントラクターの方にも補助を出していますが、そういった形で進めていければなということでございます。

品種開発につきましては、各試験場でいろいろされております。毎年、登録品種もふえております。この牧草なり飼料作物が、各県で奨励品種という制度を設けてまして、いいものを各県で試験をして、自分の地域に向くものを奨励品種としているんですが、この普及状態が最近、下がっているということがございます。

牧草は比較的高いんですけども、トウモロコシやイタリアンのような1年で終わるものにつきましては、いいものの普及が進んでいかない。宣伝が悪いこともあるかもしれないが、それなりに持っています。せっかくいいものができておりますので、引き続き努力をして普及していきたいと思っております。

牧草につきましては今回、更新事業を増額しましたので、更新のときに有料品種が入っ

てくと、奨励品種が入ってくるということを期待と言ったら怒られますけども、そういうことにしております。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

このラウンドについては、事務局からのコメントは以上ということにさせていただきまして、もう4時に近いんでありますけれども、一応ジャンルは特定せずに、どんなことでも結構でございますので、御発言いただければと思います。

増田委員、その後、福田委員。

増田委員 手短に質問だけさせていただきます。

資料4の5ページですが、粗飼料の輸入のところですね。アメリカの干ばつで穀物飼料が高くなっているというのはわかるんですけども、ここにある中国のトウモロコシの輸出禁止というのは、行政のお立場でどういうふうに分析していらっしゃるのか。

私ども消費者の立場で言いますと、海外依存の餌が非常に脆弱なものであるということを実感しておりますが、ここで中国の国民が1個ずつ卵を食べるようになったらば、世界の穀物は危機的状況になるという論が以前にあったのを思い出したりしまして、これは伺っておきたい。

それから、フレートがどんどん上がっていると、船を調達すること。これは北京のオリンピックに鋼材を運ぶという短期的な条件でございますか。その二つでございます。

それから、ジャンル問わずと言われたので、鳥インフルエンザについて、せっかく衛生課長がおいでになっているので、ワクチンの使用をめぐるいろいろな御意見があったりしておりますが、どういうふうに理解するのが現時点では正しいといえますか、理解できることなのかという御説明をいただけるのであれば、伺わせていただきたい。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

福田委員。

福田委員 1点、コントラクターの今後の課題ということで意見を述べたいと思います。

コントラクターの位置づけは非常に重要だというのが、事務局からも、委員の皆さんからも出たわけですが、最後の21ページに、発展のプロセスのようなものですが、展望のようなものが書かれている訳です。現在のコントラクターの組織は営農集団が7割ぐらい占める訳ですが、3割が農協なり有限会社ということで、かなり性格の違うというか、形態の違うものが混在している状況だと思うんですね。

ですから、その辺の整理、つまり、コントラクターが時系列的に発展していくというものと、営農集団は営農集団として、そのままのタイプとして存在するというものと、いわゆるサービス事業体として独立していくというタイプ、少し考え方を整理していかないといけないのではないかと思います。

そういう意味でいくと、特に専門のサービス事業体といったものは、自らの経営の安定のために、いわゆる餌部門でないところも既に耕種部門あるいは、ホールクロップも一部そういった性格ありますが、取り入れております。つまり、総合的なファームコントラクターのような形ですね。こういったところをそれぞれの地域の農業の中でどういうふうに位置付けるか。

つまり、これは企画部会あたりの議論とも係わりますが、担い手として、例えば認定農業者等々、そこを支える組織でもある訳でして、どう担い手として位置付けるかという議論に少し入っていった方がいいのではないかという気がしております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

まず岸委員、それから平井委員の順番でお願いいたします。

岸委員 簡単でいいんですが、教えてください。

さっきオランダへ担当者が行かれて、自給率が低いことで議論したとおっしゃったでしょう。そのときに、オランダは余り気にしてないと言われたんですね。それは付加価値の高いものを作っているからいいんだということをおっしゃったんですが、これは輸出をするという関係を言っている訳ですか。そこを確認させてください。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平井委員。

平井委員 私、食肉の方なので、同等ということで入らせていただいておりますが、和牛の子牛の繁殖農家の方が入っておられない、ここのメンバーに。また、肥育農家の方も入っておられない。これを見ると、酪農家の方がほとんどに見えるんですね。

今、我々が取り扱う和牛が非常に激減している訳ですよ。だから、和牛繁殖農家の皆さんの御意見も聞いていただき、肥育農家の皆さんの現況とか事情も聞いていただいてやっていただいた方がいいのではないかな。この方だけが欠落してしまって、酪農の乳だけならいいんですけども、僕、ここへ入っておりますと、そういうふうな感覚に陥って仕方ないんですよ。

養豚農家の方もおられますし、同等ということのこういう企画だったら、和牛繁殖農家、肥育農家、育成農家という方も入っていただいた御意見を頂戴する方がいいのではないかなという気がしました。

生源寺部会長 今の点につきましては、本日、御欠席ですけれども、遠藤委員が肉牛の関係でございます。全体としてバランスが取れているかどうかということはいろいろ見方は分かれるかと思っておりますけれども、御出席いただいたときに、いろいろ御発言をいただければと思っております。

今、幾つか質問、確認等がございましたけれども、それぞれ事務局からお願いしたいと思っております。

原田草地整備推進室長 おっしゃるとおり、EU域内も含めて輸出を考えています。ですから、余りにしないと。

岸委員 日本には余り参考にならないと。

原田草地整備推進室長 そうですね。ただ、今日の御議論あったように、都府県の酪農とか肥育を考えたときに、カロリーベースの自給率をどこまで目的にするかということはあるかと思っております。

生源寺部会長 ただ、オランダは畜産との関係で環境対策、政策は、ある意味で一番早い時期から手がけている国でもあるということもあろうかと思っております。

その他の点、需給対策室長、お願いします。

徳田需給対策室長 増田委員から質問がありました中国のトウモロコシの輸出禁止です

が、これは確かに問題だと思っております。このときは、ちょうど中国が輸出国から輸入国に転じるんじゃないかということで、トウモロコシの輸出は禁止されたということでございます。

資料4の10ページ目を見ていただくとわかるんですが、我が国の飼料穀物の輸入先といえますか、供給相手方は米国などの特定輸入国に非常に限られているということでございまして、こういう国で輸出禁止措置などがされると困るということでございます。現在、WTOで農産物交渉がなされておりますが、その中でも我が国としては、そういう輸出国に対して、このような措置を一方でしないようにという提案とかをしております。

また、こういうことも備えて、先程の備蓄とかやっていますし、今後、供給先は限られておりますが、輸出国の多角化とか、そういうのにも努めるべきだと考えております。

また、第2点目のフレートの関係でございまして、委員言われたように、2008年の北京のオリンピックとか、上海の2010年の万博とか、そういうことを目掛けて鋼材需要が増加しているということが一番ですが、中国は経済発展をしておりますして、その中での高騰でございまして。

海運会社とかは造船計画とかもあるんですが、二、三年ぐらいはそれにかかるんだろうということと、造船の方も、どちらかということ、単価の高い豪華客船とか、そういうので優先的にされているということもありまして、このような状況は2010年ぐらいまでは続くのではないかとことも言われております。

ただ、最近の話をしますと、3月に特にフレート上がっておりますが、一つには南米等で滞船が1カ月等にも及んだということがありまして、港湾インフラがうまく整備されていない、機能していないということもありまして、滞船になったんですけれども、そこは解消してきているということで、3月時点からは、下がってはいないんですけれども、一息ついていてという状況でございまして。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ワクチンについて、お願いいたします。

栗本衛生管理課長 インフルエンザのワクチンについてのお尋ねでございまして、養鶏業者の方々はワクチンを早く打ちたいというふうに変強くおっしゃっていらっしゃいます。

私どもが打ってはいけないと言っているということで対立していると言われたりしておりますけれども、ワクチンを打ちますと、鳥は抵抗力を持ちますので、症状が出にくくなります。これはワクチンの効果なんですけれども、そうしますと、ウイルスの感染があったときに、見つけるのが遅くなってしまうということが大きな問題としてあります。

それから、ワクチンを打っていても、ウイルスの排せつは減るけれども、完全にとまる訳ではないということでございまして、症状は出さないけど、ウイルスを持ち続ける、あるいは少しずつ出し続けるという状況を許してしまうという恐れがあるということでございまして。

一方で、非常に感染が広がってしまって、まん延というんですけど、今やっているような撲滅対策、防疫対策で対応できないような事態になったときには、やはりワクチンを打つ必要があるだろう。それによって、免疫を持っている鳥の帯とか輪を作って、それより外に感染を広げないというやり方は考えられますので、そういう時のためにワクチンを

備蓄すべきだという専門家の御意見もございまして、備蓄ワクチンを既に持っております。

このワクチンをいざというときに使うときに、肉や卵はどうなるのということが心配でしたので、食品安全委員会に、その辺については評価をお願いして、先般、その結果を頂戴いたしました。卵については、打った鳥でも、そのまま生産していて大丈夫という結果。肉につきましては、ワクチンに入っている油が筋肉に残るので、それがなくなるまでの36週間は、ワクチンを打ってから出荷をしないようにという内容の評価結果をいただいております。

その結果、プロイラーにつきましては、実質的には使えないということになっております。採卵鶏については、卵はそのまま使ってもいいという評価ではあったんですけども、そこで鳥はワクチンによって感染を完全に防ぐことはできないので、ウイルスが少しずつ排せつされたりする、そのことは家畜防疫上も好ましくない、早期に見つけられないということがあって好ましくないし、この病気の場合、人への影響が懸念されますので、公衆衛生上も問題だということで、摘発淘汰、今のやり方を原則とすべきだという考え方。

ただ、どうしてもそれでは防ぎ切れなくなったとき、ワクチンの使用はそういうときに限ることが必要だという答えて、そのときもきちとした国の指導のもとに、組織的、計画的な使い方をしなければいけないという、そういう答えをいただいております。

その考え方は、私ども、もともと専門家の御意見を聞きながら持っていた考え方と同じでございます。現在のところ、先程御説明させていただきましたように、3カ所での発生が終息しておりまして、今のところ、新しい異常の報告は幸いにしてございませんので、現在のような日本の状況であれば、ワクチンを使うべきではないというふうに考えております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

時間がやや過ぎておりますけれども、その他に何か御発言ございますでしょうか。

向井委員。

向井委員 一つだけ確認させていただきたいんですけども、本日は粗飼料の増産という形の、家畜から見れば、インプットサイドの話がたくさん出たんですけども、これはあくまで生産量との問題でありまして、それからすると、資料3の5ページなんですけれども、特に酪農が目につくんですが、1頭当たりの需要量が現在4549TDNから22年目標が4920と、かなりの増加なんですけれども、これは、要するに、餌をどんどんインプットさせて、個体当たりそれに比例して乳量を増やしていくという掛け算の発想で出てきている訳でしょうか。

どなたかもおっしゃってましたけども、ここには家畜の改良という、飼料効率の改良という側面も入れた単純な掛け算では成り立たないんじゃないかという気がして、この数字は、目標としては少し引かかる点があるんですけども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

生源寺部会長 引地生産技術室長、お願いいたします。

引地生産技術室長 22年目標は乳量が増えるという計画になっております。家畜でございますから、乳量が増える、アウトプットが増えるということは、それに対して、効率性はありますけれども、インプット、餌もどうしても伸ばさなければいかんということ。現に、家畜は、それだけを引き伸ばすだけの力を持っていますので、そういう目標を立てま

した。

むしろ、ここで我々、今の目標を考えると、濃厚飼料と自給飼料の比率をどう考えるかということが議論の中心でございまして、このTDNの絶対量についてのみ申し上げれば、家畜の能力というか、泌乳量が伸びることに伴う、餌の増加ということでございます。

生源寺部会長 よろしゅうございますか、確認ということで。

その他にいかがでございましょうか。

竹林委員。

竹林委員 環境問題に関して1点申し上げたいと思います。この畜産企画部会の論議は、最終的には酪肉基本方針の生産目標なり、経営指標なりに結びついてくるものだと思います。今まで生産目標を作った場合も、過去にもさまざまな制限要因があったと思います。それは草地の供給力だったり、担い手の問題だったり、労働時間の問題だったり、借金の問題だったり。

今回は、ふん尿処理を初めとした環境の問題が一つのキーワードになるのではと考えており、それから、今までは割に積極的に伸ばす計画が多かった訳ですけれども、伸ばした場合の環境への負荷みたいなものも問われるんだと思っています。

それで、大野室長の資料に大根畑の絵がありましたけれども、例えば生産をこう伸ばした場合、あるいは経営類型を設定する場合にも環境負荷みたいなものも意識して計画を作る必要があるのではないかと考えています。環境問題に対する関心は高く、消費者の視点、生活者の視点からもこうした意識が必要だと思います。

1点、要望でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

足立委員。

足立委員 資料3の話題の多かったコントラクターのところ、これから議論がたくさん進むんだと思いますけど、情報の発信者としての視点を入れて議論していただかないと、現実から離れていくんじゃないかなと思いました。

例えば、今日のような議論で、食料の質とか量と飼料がこんなに密接な関係を持っていることについて、しかるべき情報が国民にきちっと発信されていない。

私は今日驚いたのは、こんなにたくさんの資料の中で、そのことについて触れてある資料がいただけてないということで、是非この視点も忘れないように御議論いただきたいと思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 食育の役割が畜産は大きいと思います。それが余り見えてこないというのが気になるところです。

そこで、資料3の17ページにあります公共牧場の利用状況。これは、せっかくですけど、利用が余り進んでないということが、この表を拝見してもわかりますし、ふれあい牧場と

というのが食育を担っているはずなんだけど、機能していない。

私は、体験学習の実施プログラムで小学生の上級生には、ふん尿処理をやらせるとか、次の世代を担う消費者に対して、せっかくの場所なんですから畜産のすべてを教えて欲しい。

それで、機会がありましたら、ふれあい牧場はどういう経営体になっているのか、現場の考え方、どういうプログラムで伝えようとしていらっしゃるのかを伺わせていただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点につきましては、本日というよりも、むしろ今後の部会の中で詳しい情報を御提供いただければと思います。

その他いかがでしょうか。既に15分ほど超過しておりますけれども、以上で本日の御議論につきましては終了いたしたいと思います。

今後、生産局におかれましては、委員各位の御意見を十分に踏まえ、今後の生産企画部会での検討につなげていただきたいと思います。

なお、次回の当部会でございますけれども、5月下旬、場合によっては6月上旬になる見込みでございますが、日程を調整した上で、改めて事務局を通じて御連絡を差し上げますので、よろしく願いをいたします。

また、家畜改良増殖小委員会につきましては、第1回の小委員会を4月23日に開催することにしたいと考えております。

閉 会

生源寺部会長 本日は、これで閉会といたします。ありがとうございました。